

〈確定稿〉

令和5年度 第5回 千代田区都市計画審議会議事録

1. 開催年月日

令和6年2月8日（木） 午後3時00分～午後6時56分
千代田区役所8階 区議会第1・第2委員会室

2. 出席状況

委員定数20名中 出席20名

出席委員 <学識経験者>

【会長】岸井 隆 幸	(一財)計量計画研究所 代表理事
柳 沢 厚	都市計画家
加藤 孝明	東京大学生産技術研究所教授
木島 千嘉	神奈川大学等非常勤講師
三友 奈々	日本大学助教
村木 美貴	千葉大学大学院教授

<区議会議員>

岩佐りょう子
小枝 すみ子
桜井 ただし
林 則 行
はやお 恭 一
春山 あすか

<区民>

石垣 曜子
中原 秀人
服部 記子
細木 博己
諸 亨
山田 ちひろ

<関係行政機関等>

福山 隆夫	麹町警察署長（代理出席：菊池交通課長）
佐藤 睦	麹町消防署長（代理出席：稲村予防課長）

出席幹事

古田 毅	政策経営部長
印出井 一美	環境まちづくり部長事務取扱環境まちづくり部環境まちづくり課 総務課長
加島 津世志	まちづくり担当部長

〈確定稿〉

関係部署

山崎 崇	環境まちづくり部環境政策課長
古川 裕之	環境まちづくり部ゼロカーボン推進担当課長
神原 佳弘	環境まちづくり部道路公園課長
須貝 誠一	環境まちづくり部基盤整備計画担当課長
武 貴志	環境まちづくり部建築指導課長
柳 晃一	千代田清掃事務所長事務取扱環境まちづくり部参事（連絡調整担当）
緒方 直美	環境まちづくり部住宅課長
江原 達弥	環境まちづくり部地域まちづくり課長
榊原 慎吾	環境まちづくり部麹町地域まちづくり担当課長
大木 龍介	環境まちづくり部神田地域まちづくり担当課長

庶務

前田美知太郎	環境まちづくり部景観・都市計画課長
--------	-------------------

3. 傍聴者

81人

4. 議事の内容

議案

【審議案件】

議案－1 東京都市計画地区計画 二番町地区地区計画の変更

5. その他

《配付資料》

次第、席次表、千代田区都市計画審議会委員名簿

千代田区都市計画審議会条例・運営規則、千代田区都市計画審議会付議文（写）

議案－1 東京都市計画地区計画 二番町地区地区計画の変更

資料1－1 意見書の要旨

資料1－2 二番町地区のまちづくりについて

《参考資料》

参考資料 令和5年度3月時点の都市計画案

〈確定稿〉

6. 発言記録

【景観・都市計画課長】

皆様、こんにちは。本日は、お忙しい中、ご参画を頂きまして、誠にありがとうございます。事務局の千代田区景観・都市計画課長の前田でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。大変恐縮でございますが、着座にて失礼いたします。

初めに、私からマイク操作につきましてご案内させていただきます。委員のお手元に1人1台ずつマイクをご準備させていただいております。大変恐縮でございますが、ご発言の際にはボタンの右側を押していただきまして、赤くランプが点灯するのを確認後、ご発言を頂きたいと考えてございます。また、改めて恐縮でございますけれども、ご発言が終了しましたら、右側のボタンをもう一度押していただきましてマイクの消灯をお願いいたします。

それでは、ここからは、岸井会長、議事の進行をお願いいたします。

【会長】

はい。お忙しい中、ご参集を頂きまして、ありがとうございます。令和5年度の第5回の千代田区都市計画審議会を開会いたします。

まず、本日の出欠状況について、事務局から報告をお願いいたします。

【景観・都市計画課長】

はい。それでは、私から出欠の確認をさせていただきます。

その前段といたしまして、委員の退任のご報告と新しく委員になられました方をご紹介させていただきます。

退任された委員につきましてご報告させていただきます。区議会議員から選出していただいております嶋崎委員におかれましては、区議会議員の辞職により委員を退任することとなっております。

続きまして、新任の委員をご紹介させていただきます。区議会議員から選出の林則行委員でございます。

【林委員】

どうぞよろしくお願ひいたします。

【景観・都市計画課長】

よろしくお願ひいたします。なお、委嘱状につきましては机上配付とさせていただきます。

以上で退任、新任の委員のご報告、ご紹介を終了させていただきます。

それでは、本日の出欠状況につきましてご報告させていただきます。定数20名中、出席20名で、全員の出席を頂いております。千代田区都市計画審議会条例第6条第2項の規定によりまして、委員の数の過半数に達してございますので、審議会は成立することをご報告申し上げます。

それでは、会長、議事の進行のほど、よろしくお願ひいたします。

〈確定稿〉

【会長】

はい。それでは、お手元の次第に従って、案件の調査審議に入りたいと思います。
まず、本日は報道取材の依頼があったようでございますので、事務局から説明をお願いいたします。

【景観・都市計画課長】

はい。本日の都市計画審議会に関する取材依頼がございます。審議会の開催前に映像及び写真撮影を認めていただけますでしょうか。

【会長】

はい。審議会の前に写真撮影等を認めてもよろしいかということですが、いかがでしょうか。

※全委員了承

【会長】

それでは、よろしくお進めください。

※プレスによる撮影

【会長】

そろそろよろしいでしょうか。
それでは、進めてまいりたいと思います。
まず、本日の傍聴希望者はいらっしゃいますでしょうか。報告をお願いいたします。

【景観・都市計画課長】

はい。本日の傍聴希望者でございますが、定員80名のところ78名の方々から傍聴の希望がございました。また、本日の傍聴をご希望された方が5名いらしたため、席に空席等をご用意させていただき、傍聴を認めている状況でございます。本会場での傍聴でございますが、20名までとさせていただいてございまして、その他の方々につきましては、隣の委員会室におきましてテレビ映像にて傍聴をお願いしてございます。本日は、傍聴者につきましては多数の方々といったところでございますので、傍聴者につきましては先に入室を頂いてございます。ご了承のほどお願い申し上げます。

【会長】

はい。既に入室を頂いております。よろしいでしょうか。

※全委員了承

〈確定稿〉

【会長】

それでは、毎度のことでございますが、傍聴者の方に対して注意事項を申し上げます。

本会では傍聴者の発言は認めておりませんのでご了承ください。また、傍聴される際に声を出すことや審議会の運営を妨げる行為はご遠慮いただきたいと思っております。本日は多くの傍聴者の方がお越しになっております。審議会の円滑な運営を行うためにご協力をぜひお願いしたいと思っております。なお、お聞き入れを頂けない場合には途中退席いただくこともございますので、ご了承ください。

本日の終了予定時間は午後5時となっております。各委員におかれてもご協力をよろしくお願ひしたいと思っております。

それでは、まず事務局より配付資料の確認をお願いいたします。

【景観・都市計画課長】

はい。配付資料の確認をさせていただきます。本日の配付資料でございますが、資料番号のないものとしたしまして、次第、席次表、委員名簿、都市計画審議会条例及び運営規則、付議文の写しをご用意させていただいております。

次に、資料番号を付しているものとしたしまして、議案1、東京都市計画地区計画二番町地区地区計画の変更。資料1-1、意見書の要旨。資料1-2、二番町地区のまちづくりについて。参考資料としたしまして、令和5年3月時点の都市計画案。また、後ほどご説明をさせていただきますけれども、委員限りで恐縮でございますが、参考資料として、環境まちづくり委員会、二番町のまちづくり関連請願、陳情の資料を配付させていただいております。過不足等ございましたら、会の途中でも結構でございますので、事務局までお申し付けいただきたく存じます。

以上でございます。

【会長】

資料はよろしいでしょうか。

それでは、議事次第に従いまして議案の1、東京都市計画二番町地区地区計画の変更について、事務局より説明をお願いいたします。

【まちづくり担当部長】

はい。まちづくり担当部長の加島でございます。よろしくお願ひいたします。それでは、議案1、東京都市計画地区計画二番町地区地区計画の変更についてご説明申し上げます。

昨年7月25日、8月23日、11月6日及び前回12月18日に開催した本審議会において、審議に先立ち、ご説明させていただいている案件でございます。

二番町地区の地区計画の変更につきましては、地区計画の素案について、昨年11月24日及び25日に地区内の土地所有者等を対象とした説明会を開催し、11月21日から12月5日までの2週間縦覧に供するとともに、意見書の提出期間を12月12日まで設けたところ、76人の意見書の提出がございました。

〈確定稿〉

その内容ですが、45人の方から賛成のご意見、31人の方から反対のご意見を頂いたところでございます。その後、都市計画の案といたしまして、令和6年1月5日から19日までの2週間縦覧に供し、広く意見を求めましたところ、2,615人の意見書の提出がございました。地区計画の内容及び意見書の要旨の詳細につきましては担当課長よりご説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

【麴町地域まちづくり担当課長】

はい。麴町地域まちづくり担当課長の榊原と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、二番町地区地区計画の変更についてご報告をいたします。本件は審議案件となるため、議案1の地区計画図書についてご審議を頂くものでございますが、本日の説明内容は投影するスライドを中心に行わせていただきます。スライドの内容はお手元の資料1-2としてもご用意しております。恐れ入りますが、地区計画図書は適宜ご参照を頂ければと存じます。

それでは、画面、また資料の2ページをご覧ください。本日はまちづくりの経緯、計画概要、地区計画の変更内容、意見書の状況の4点を中心にご説明をいたします。

まずは1点目、これまでの経緯についてです。前回11月の都市計画審議会の際は、令和4年度下半期以降の経緯を中心にご説明をいたしました。本日は、より以前からの検討経過をご説明させていただきます。

資料3ページをご覧ください。日本テレビ通り沿道地域では、資料左側の緑色の箇所に記載がございしますが、平成27年12月に各町会、日本テレビ通り振興会で構成される日テレ通りまちづくり委員会が立ち上がり、以降、回数を重ねる中で整理された日本テレビ通りまちづくり方針案が区へ提出されました。それを受け、区は、町会、住民団体、学校、企業、学識経験者、区で構成する日本テレビ通り沿道まちづくり協議会を組織し、その中で課題の抽出や高さに関する議論を行ってまいりました。第3回まちづくり協議会の際には、議論の内容を踏まえた基本構想の素案を示し、第4回、第5回と議論を重ね、策定に向けてパブリックコメントの実施に向けた検討をいたしました。第3回開催の際に、日テレ通りまちづくり委員会から提出されたまちづくり方針案地域ルール編に、建物の高さ150メートルという記載がございまして、その点に関する疑義が続出いたしました。

第7回まちづくり協議会で改めて協議をいたしました。その際、まずは二番町の日本テレビの計画内容を議論すべきというような意見が数多く寄せられ、日本テレビの計画について検討していくこととなりました。具体的な検討をどのように進めるかの調整、また、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、開催はしばらく中断いたしておりましたが、令和2年3月、第8回の開催によりまちづくり協議会を再開した後、第9回のまちづくり協議会では地域課題の整理がまず行われ、第10回の協議会においては、日テレ通り沿道には広場機能の充実が望ましい。快適な歩行者空間となっていない部分がある、と。資料右側、紫の箇所に記載してございますが、大きく2点にまとめられました。この課題に対する解決策としてどのような計画が考えられるか、協議会から日本テレビに検討を依頼し、修正案の提示が行われました。

続いて、資料下段、その後、令和4年になり従前案の都市計画提案が行われ、都市計画手続を経て、昨年3月30日に都市計画審議会へ審議案件としてお諮りいたしました。この際は継続検討すること。また、委員からの提案を踏まえ、学識経験者による専門家会議を設置し、専門的な知見が必要な点について意見を伺うことが決定されました。区は、容積率や高さの妥当性の判断などについて審議が継続されたものであり、

〈確定稿〉

学識経験者委員の専門的見地から妥当性をご判断いただき、一定の方向性をお示しいただいた上で、改めて案をお示しすることで審議・採決いただけるという認識の下、今年度以降の調整を進めてまいりました。

資料5ページをご覧ください。続いて、今年度の経緯です。区は、都市計画審議会で決定をされた専門家会議を設置し、6月、7月に開催いたしました。主に都市計画手続、容積率、建物高さの妥当性、都市マスタープランとの整合性の4点について検討がなされ、計画の再検討を行うに当たっての方針が示されました。

7月25日の都市計画審議会の際、学識経験者の委員からご説明を頂いた内容は、記載の主に4点です。1点目、新たな案においては都市計画手続をやり直すこと。2点目、街区公園規模の広場整備、地下鉄バリアフリー動線を改善すること。3点目、容積率は詳細を確認した結果、700パーセントは認められること。4点目、建物高さは60メートルの街並みに配慮しつつ、最高で80メートルを超えないこと。

以上を踏まえ、区は、日本テレビに対して計画を再検討するよう要請いたしました。8月23日の都市計画審議会では、この点について区からご案内を行っております。要請内容はいずれも専門家会議の方針を踏まえたもので、7月25日の説明の中に含まれていた、「建築物の一階部分と外部空間との関係をより親密なものとする」点も項目として加えた、5点としております。その後、日本テレビから再検討案が提示され、9月に第3回目の専門家会議を開催した際、再検討案は、方向性として専門家会議が示した内容、ひいては区の要請事項に沿っていることが確認されました。10月には地域の皆様にその旨をお伝えするため、まちづくり協議会を改めて開催しております。

続いて、資料下段6ページの内容です。以降は前回の都市計画審議会以降の経緯となっております。11月21日から地権者を対象とした法16条手続として、都市計画素案の公告・縦覧、意見書提出の受付、説明会の開催を行いました。12月18日の都市計画審議会の際には、16条手続の状況や区議会における質疑の状況等をご報告しております。その後、意見書の内容を踏まえまして、年明けの1月5日からは、今度は法17条手続として、都市計画案の公告・縦覧、意見書提出の受付を行いました。なお、17条意見書の要旨につきましては、後ほど改めてご報告をいたします。

なお、日本テレビ通り沿道のまちづくりに関する構想につきましては、昨年7月25日の都市計画審議会でも専門家会議の方針を報告いただいた際、日テレ通り沿道地域全体の今後の動向も視野に入れれば、当該敷地にとどまることなく、沿道地域全体で一定の原則を共有することも必要であると議論された旨のご意見を頂いております。また、直近のまちづくり協議会では、ヒューマンスケールの街並み、目線で見たとときの低層部の考え方が沿道全体の構想やガイドラインの策定に当たっては重要であり、二番町の本計画はそのリーディングプロジェクトとして位置づけることができるのでは、とのコメントを座長から頂いております。

続いて、本日の説明事項2点目です。計画概要についてご報告いたします。資料8ページをご覧ください。

計画概要は六つのポイントに分けてお知らせいたします。まず、ポイントの1点目は、地域コミュニティの場・子どもの遊び場・保育園の園庭・災害時の避難場所として利用できる街区公園2,500平米に相当する広場を整備するという点です。今回の再検討案で示された建物高さ80メートル以下の計画における広場については、一部を開放的なピロティ空間とする考え方を取り入れることで、街区公園規模の基準である2,500平米を確保しています。なお、街区公園は、誘致距離250メートルの範囲内1か所当たり2,500平米で配置するものであることが運用指針で示されています。

資料9ページにもありますとおり、二番町周辺の街区公園として、東郷公園、外濠公園の五番町地域、清

〈確定稿〉

水谷公園、千鳥ヶ淵公園等があるものの、いずれも計画地からは一定の距離がある状況です。また、資料下段10ページにあるとおり、近年区の人口が増加傾向にある中で、番町地域は過去20年間で人口は1.5倍になっており、区全体と比較すると、日本テレビ通り沿道は1人当たりの公園や児童遊園・広場が不足している状況でございます。区は、この状況への対策が必要であると捉えておきまして、公的な立場で都市計画の観点から広場整備を検討するに当たっては、国の指針を基準に置くべきと考えております。今回は基準を満たす広場整備を実現できる計画内容であり、専門家会議においても、こうした点を踏まえ、街区公園規模の広場の必要性が示されたものという認識の下、2,500平米を地区計画に定め、実現の担保を図っております。

計画のポイント2点目は、60メートル以上の建物が見えないようデザインの工夫をしつつ、建築物の高さを80メートル以下に抑える点です。60メートル部分に基壇部を設けることで日本テレビ通りの対岸から見上げたときに60メートル以上は視界に入らないよう配慮しています。80メートル以下にするため、青空空地の一部をピロティ化すること、敷地内の車道の上にも建物を載せるなど、設計上の工夫を施しております。

資料下段12ページでは、従前案との比較をお示ししております。

続いて、ポイントの3点目、日本テレビ通り沿道の建物ボリュームに合わせて高さの間口の分節を図り、日本テレビ通りのまちなみを形成する点です。広場と一体的なまちなみを形成する低層部を設けるほか、60メートル基壇部にも緑を配し、立体的な緑化計画を検討します。基壇部にテラスを設けて、地域に開放するという点も検討されております。

続いて、資料下段14ページでございますポイント4点目は、建物1階部分のアクセス動線や共用部の配置を見直し、外部空間との関係をより親密なものとする点です。計画地を囲む日本テレビ通り、番町文人通り、番町中央通り、そして女子学院側の通りと、四方の道路とのアクセスや回遊性を向上させ、地域との接点を増やすため、出入口の分散、動線の拡充、路面型の店舗配置を取り入れることを重視しております。

また、次のページでは、地区内施設、施設内通路に関するパースを掲載しております。

続いて、資料下段、ポイント5点目の地下鉄から交通広場・歩道状空地・広場などへのバリアフリー動線を整備する点です。こちらは前回の従前案から変更はございません。この対策により、メトロ麹町駅改札口から6番出口へエレベーター、エスカレーターで地上まで上がることになり、利用者にとって利便性が向上します。なお、駅構内のホームから改札までのバリアフリーは、麹町大通り側の出口のみとなっております。また、地域交通広場も前回の計画案の内容が引き継がれております。この地域交通広場には、現在、日本テレビ通りに設けられているタクシー乗り場が移設されるほか、区の巡回バス風ぐるまのルートが複数通る点を考慮し乗降場も設置されます。そのほか、ふだん使いで車による送迎されている方も利用ができるようになるため、安全に駅直結の場所で乗り降りが可能となり、利用者の使い勝手がよい施設が整備されます。

最後にポイントの6点目、民間施設ならではのきめ細やかな対応を施すことで、地域防災への取り組みを強化する点です。こちらも前回の計画案の内容が引き継がれております。震災時におけるトイレ対策の強化として、広場には多数のマンホールトイレ設置箇所が設けられる予定であるほか、区内で多数発生することが見込まれております帰宅困難者の支援、自宅での生活を望む近隣の方の支援も包括的に行う予定であり、運営は広場を管理するエリアマネジメント団体が担います。資料右側の囲みの中に記載のとおり、幅広い支

〈確定稿〉

援を検討しており、様々な主体の安心・安全を支えていくことが期待されます。

続いて、資料18ページ目以降は、エリアマネジメントについて記載しています。12月18日の都市計画審議会では地域課題の解決は物理的なものができて解決するかというだけでなく、出来上がった後、それをどう使って管理・活用していくか、出来上がったものを課題解決に向けて間違いなく使いこなす、使い込んでいくことが保障されていないといけない。事後の在り方について管理の方法、ルールがどう担保されるかを区が情報を出す必要がある、といった旨のご指摘を頂いており、その点についてご説明いたします。今回、整備予定の広場については、地域の方が主体となったエリアマネジメント団体によって運営されることを見込んでおります。本計画が都市計画決定された場合は、整備前から広場の在り方について地域の方々のご意見を伺いながらしつらえを検討し、18ページ記載のとおり、「いこい」「はぐくみ」「つながり」「しぜん」といった様々な観点から広場の活用を図るべく、日本テレビはエリアマネジメント団体の設立や運営のサポートを行うことを予定しております。

続いて、19ページの内容です。こちらはエリアマネジメント団体による地域活性化のイメージについての資料です。エリアマネジメント団体は、住民や地域団体、商店街振興会、町会、学校、地元企業が核となってそこに参画するとともに、区や日本テレビが連携支援を図り、活動・交流の拠点となる広場を活用していくことで持続可能な地域の活性化の実現を図ってまいります。また、区が事業者と協定を締結し、維持管理、活用のチェックという関与だけではなく、より主体的に二番町の社会課題を解決していくための連携を図っていくことも見据えています。このようなソフト面の決め事は地区計画自体には盛り込むことができないため、協定に基づく対応を考えており、協定案の骨子についてもご説明いたします。

資料は下段の20ページをご覧ください。協定案の骨子として、まず1点目に、目的・理念を置いておまして、2点目では、交流強化の取組として、日本テレビがエリアマネジメント組織の支援を図ることで、区と日本テレビはエリアマネジメントの活動内容は地域の意向を反映するとともに、柔軟に変更できる仕組みとなるよう協力すること、日本テレビが施設をエリアマネジメント組織に貸し出すこと等を位置づけております。

3点目では、安全・安心の取組に関して、日本テレビが防犯・防災・清掃に関する活動に取り組むこと、施設の一部を災害時に提供すること等を位置づけております。

続いて、資料の21ページです。こちらは既に暫定的に整備されております番町の森を活用した例を挙げております。子育て支援や地域コミュニティの活性化、普及啓発など、地域の方々を対象とした地域のための各取組が行われております。今後も広場は地域のためにこそ活用していただきたいと考えております。

地区計画でエリアマネジメント施設の設置を担保することに加え、以上のとおり、日本テレビが検討している内容がある中で、それらが実施できる体制を整えるよう対応してまいります。

なお、後ほどご覧いただきますが、意見書の中では、広場の使い方について、イベント時の騒音や、利用者が多く混雑するなど、様々なご意見を頂いておりますが、エリアマネジメント団体は、地域が主体となって運営していくことが検討されており、広場における取組の内容や規模、そういった点についてはあくまでその中で協議し、地域の意向に沿った活用が行われることが前提であり、区もその点を注視してまいります。

続きまして、二番町地区地区計画の変更内容についてご説明をいたします。

資料は、すみません、番号が振ってございませぬが23ページをご覧ください。本計画の内容をどのよう

〈確定稿〉

に地区計画へ反映したかについてご説明いたします。こちらに記載いたしました二番町地区の地区計画の目標には、「二番町地区の中層・中高層の落ち着いたたたずまいを活かし、住宅を中心として商業・業務施設が共存する緑に包まれた良好な市街地を形成するために、次のような目標を設定する」として、資料の中ポチのとおり、四つの項目が掲げられています。区は、この目標に照らして本計画を検討してまいりました。資料ではそれぞれの項目に本計画がどのように対応しているかをお示しいたしました。良好な住環境や魅力的な街並みや、例えば各マンションなど、単独の対策で全てかなうものではなく、周辺環境を含めて実現するものであり、今回の計画は、広場、歩道状空地、地区内通路の整備や、アクセス性、回遊性の向上、バリアフリー対策、エリアマネジメントによる地域の魅力向上など、まさに記載の目標の達成に寄与する、幅広く合致するものであると認識をしております。

続いて、資料下段、24ページ以降に記載した地区計画の考え方です。こちらはそれぞれ地区計画の図書をベースとした内容となっており、地区施設や制限として位置づけをすることで、先々まで設置やルールが担保されることとなります。

まず、24ページに記載した主要な公共施設・地区施設です。歩道状空地や通路、広場を、それぞれ記載のとおり設定いたします。

続いて、25ページです。駅前プラザ・地域交通広場、そして地下鉄接続の通路拡幅整備の実施範囲についても記載のとおり設定をいたします。

続いて下段、26ページです。壁面の位置の制限・高さの最高限度について記載いたしました。1号壁面から5号壁面まで、右下の枠内に記載のとおり、壁面の位置を制限するほか、既存のスタジオ棟部分に60メートル、新たに建設予定の建物部分には80メートルの高さの最高限度を設定いたします。なお、ここで定める高さ制限はあくまで上限であるため、事業者には詳細設計を進める際に積極的に検討状況を報告してもらい、少しでも建物高さを下げるよう、主体的に区も調整を図ってまいります。

最後に、報告事項の4点目、意見書の状況についてご説明いたします。資料は28ページをご覧ください。

冒頭申し上げたとおり、本年1月5日から1月19日までの間、法17条手続きに基づき、住民及び利害関係人の方々から広く意見書の提出を求めてまいりました。こちらでは、まず意見書の集計結果についてご説明いたします。資料では、昨年、従前案について行った17条手続きにおける集計結果との比較についてもお示ししております。

今回の意見書総数は、「17条」と書かれたオレンジの箇所、一番右の計の欄をご覧くださいまして、総数として2,615名分、そのほか、こちらに記載はございませんが、意見書の必要な記載事項を満たしていない等の理由により無効と判断した意見書も130名分ございました。有効とカウントした2,615名分の総数のうち、賛成のご意見が1,804名分、反対のご意見が807名分、明確に賛否を示していないその他のご意見が4名分ございました。また、ご意見を踏まえ、昨年3月30日の都市計画審議会でも口頭でご報告いたしましたが、参考として意見書に記載された住所に基づく内訳も今回お知らせいたします。

まず、資料、住所に二番町地区と記載された方の意見書の総数です。総数が335名分、うち賛成のご意見が211名分、反対のご意見が124名分ございました。次に、2点目の内訳、「番町+麴34」と書かれた欄の内訳です。こちらは、意見書の住所に、一番町、二番町、三番町、四番町、五番町、六番町、麴町の三丁目、麴町四丁目と記載された方、日本テレビ通り沿道の方が対象となっております。意見書の総数は1,

〈確定稿〉

108名分、うち賛成のご意見が616名分、反対のご意見が491名分、その他のご意見が1名分ございました。全体の傾向として、総数が前回から減っているものの、賛否の割合は、賛成が約7割、反対が約3割と、大きく変わってはおられません。一方、二番町地区、そして番町+麴34の賛否の割合は、前回いずれも反対が多かったものの、今回は賛成が多くなっており、前回とは大きな違いがございます。二番町地区は賛成が6割強、番町プラス麴町三丁目、四丁目は賛成が5割5分となっております。また、意見書の提出方法についての指定は区では行っておりませんが、今回同じ様式に連名で必要事項が記載されたものが50通ほどあり、それについてはいずれも賛成のご意見として提出されております。また、内訳として参考にお示した二番町地区の中の意見書のうち、同じ様式のはがきを用いて提出された意見書が10通程度あることを確認しておりまして、こちらは賛否としてはおおむね半数ずつご意見を頂いております。そのほか、二番町地区の意見書には、一つの住所から数多くご意見を頂いたものが含まれていることを確認しておりまして、こちらは賛成のご意見としては54名分、反対のご意見としては65名分ございました。

続いて、お手元の資料1-1をご覧ください。意見書はあくまで内容論理が重要であると区は考えております。今回は同じ趣旨のご意見であっても、できる限りこちらの要旨として反映を行っており、賛成のご意見は、1ページから14ページまで、各分類に沿って取りまとめを行っております。分類項目としては、高さ、容積率、景観、街並み、利便性、まちの活力、広場等、交通、防災、エリアマネジメント施設、これまでの経緯、地区計画の変更、地区計画の目標・方針、都市マスタープラン、その他、賛成の上でのご意見として整理いたしました。次に、反対のご意見については、資料の15ページから46ページまで各分類に沿って取りまとめをいたしました。分類項目は、高さ、容積率、景観、街並み、住みやすさ、まちの活力、バリアフリー、広場、地域交通広場、防災、エリアマネジメント施設、混雑悪化、番町中央通りの一部双方向化、地区計画の変更、都市マスタープランとの整合、その他としております。そのほか、資料47ページから、明確に賛成、反対の意思が示されていないご意見も掲載しております。

賛成、反対のご意見について、それぞれ、区の見解についても資料に記載しております。

まず、賛成のご意見については、資料1ページの右側に一括して見解を示しておりまして、「頂いたご意見を踏まえ、歩行者空間、駅前拠点及び広場機能を創出することにより、安全で賑わいのある快適な住宅と商業・業務施設が共存する良好な市街地の形成を図っていく必要があると考えます」といたしました。

次に、反対のご意見については、15ページ以降に、同様の趣旨のご意見ごとに区の見解を示しております。本日、個々の説明は割愛させていただきますが、15ページ右の欄に記載した点については、様々なご意見に対して当てはまる区の見解です。「2,500平米の広場整備や交通広場整備を行うこと、地下鉄駅へのバリアフリー動線を改善すること、歩道状空地や緑地整備などを含めた容積評価は700パーセント前後が妥当であることについては、これまでの議論を踏まえたうえで都市計画審議会の専門家会議から示されております。また、高さについては、60メートルでは地域課題に対応することは不可能であることを事業者が確認したことから、60メートルの街並みに配慮しつつ、80メートル以下という一定の考えが示され、区としてもその考え方を踏襲しております」。区は、今回の計画案がそうした点を反映したものであるという認識の下、都市計画手続を進めております。なお、専門家会議設置の経緯を踏まえて、区は再検討案が専門家会議で示された方針に沿ったものでなければ区案とすることはできないと認識しておりました。その点をご確認いただいた上で、区としては、再検討案に基づき都市計画手続を進めるべきと判断を行ってお

〈確定稿〉

ります。

反対のご意見への見解について、もう一点、様々なご意見に当てはまるものをお知らせいたします。資料は33ページをご覧ください。こちらでは地区計画の変更の観点からご意見を頂いております。それに対しまして、右側に区の見解をお示しいたしました。区は、「駅前における大規模開発に関連して地域に対してどのような貢献、地域課題の解決ができるかについて議論し手続を進めています。地域に対して貢献、地域課題の解決が伴わない開発を推進することは考えておりません。なお、商業施設や広場は主として地域の方々の利用を想定していることを事業者を確認しています」、との見解をお示ししております。

また、別に本日ご用意しております参考資料のうち、表題に令和5年3月時点の都市計画案と記載したもののについては、前回の従前案に対して17条手続を行った際の都市計画案の概要と、1枚おめくりいただき、その案に対する意見書の要旨でございまして、こちらの意見書の要旨は、昨年3月30日の都市計画審議会の際にお示しさせていただいた資料と同様のものとなっております。

資料に対してのご説明は以上となります。昨年3月30日の都市計画審議会以降、専門家会議をはじめ様々なステップを踏み、現在の案であれば地域課題の解決を図ることができると、そのような考え方の下、区は都市計画手続を行ってまいりました。容積率や高さの妥当性について、委員の皆様からの要望どおり、学識経験者委員の専門的見地から妥当性をご判断いただきまして、一定の方向性をお示ししていただいた上で再度案をお示しいたしました。ご審議、ご採決を頂けるものとして認識しております。よろしくお願いたします。

以上です。

【景観・都市計画課長】

会長、すみません。私からも、区議会環境まちづくり委員会から、これより申し上げます事項につきましてお伝えするよう申入れがございましたので、ご報告させていただきます。

現在、本件につきましては、区議会環境まちづくり委員会におきまして、陳情が22件、継続審査の状況にあるとともに、昨日告示のあった第1回定例会におきまして、千代田区議会会議規則第87条に基づきまして、議長から請願が1件付託される予定となっております。この間、執行機関、区からの答弁を受け、議論が尽くされているとの意見がある一方で、二番町地区まちづくりに係る議論をしている事項が9項目あります。委員限りの参考資料となりますけれども、継続審査中の陳情22件及び付託予定の請願1件の一覽につきまして配付させていただいておりますので、ご確認を頂ければと存じます。

それでは、9項目を読み上げさせていただきます。

1点目でございます。地域に対立構造をつくらないまちづくりを行っていくことについて。

2点目でございます。近隣住民の住環境の向上に資する計画、デザイン、マネジメントであること。都市計画道路放射27号線の今後について。

3点目でございます。D地区の方針を書き換えることの問題について。

4点目でございます。都市計画マスタープランの目標を変更するとなれば、大方の合意の必要性について。

5点目でございます。再開発等促進区事業の広場について。

6点目でございます。再開発等促進区事業の高さについて。

〈確定稿〉

7点目でございます。意見書の全文について。

8点目でございます。官製談合事件の当該議員との関連について。

9点目でございます。高さだけでなく、商業ビルができることで街並みが変わる件について。

9項目を読み上げさせていただきました。

以上でございます。

【会長】

はい。説明は以上でよろしいでしょうか。

それでは、今の説明に関して、ご質問、ご意見を頂きたいと思います。

どうぞ。

【委員】

今、課長が読み上げられたことに関係するかもしれないのですが、そもそも、今日、都計審ができる環境にあることを確認したために、逮捕者との関連性について質問します。

その日の朝まで都市計画審議委員だった人の逮捕は、非常に衝撃です。二番町のこととお茶の水小学校のことは本来は関係ないと思います。しかし、事件があった令和2年の教育長は、今は副区長で、部長の上司であると伺いました。本当に問題がないのか、少しでもリスクがあることは回避したいですし、関係がないことを明らかにした上でいろいろ判断するほうがよいと考えます。この点に対して区はどのように考えているのでしょうか。もし全く関係がないのであれば、安心のために根拠もお示し願いたいです。さらには、議会委員会ではどのようにこの件を整理しているのか、議員の方からも伺いたいと思います。なぜなら、都計審には議会ですっかりもんだものを上げていただくとなっていると私は認識しているからです。

以上、よろしく申し上げます。

【会長】

はい。

事務局から、まず、現状に関してお答えいただけますか。

【景観・都市計画課長】

はい。ただいまのご意見、ご指摘でございますけれども、ご趣旨につきましては理解してございます。私どもといたしましても捜査に全面的に協力してまいる所存ではございますけれども、現状この案件に係ること等につきましては、把握している情報はないものでございます。そのため、大変恐縮でございますけれども、直接的なご回答ができかねる状況でございます。ご理解を頂きたく存じます。

【会長】

はい。議会でどんなことをやっていますかとのご質問もあったけれども、これはどなたがお答えになるのが適切でしょうか。どなたか、状況を。

〈確定稿〉

【委員】

今のご質問に対して全てお答えになるかどうか分かりませんが、不祥事を起こした議員をかばうつもりも全くありませんし、これは本当に、こういうことが区民のためにも二度とあってはいけません。そういうことは議会の中でも、皆、確認していると思います。

その中で、彼は前委員長をしていたわけですがけれども、去年10月13日から欠席届を出していたのです。それで、今年の1月24日になったわけです。この間、出席はしていなかったわけですがけれども、副委員長が委員長に代わって委員会運営をされて、それできちんと委員会運営をなされてきたと私は理解しておりますし、疑問に思われるような、疑念を持たれるようなことは委員会の中では何もなかったという結果で、先ほど議論していた9項目については、委員の中から出てきたこととございます。

以上です。

【会長】

はい。ありがとうございました。

委員、どうぞ。

【委員】

恐らく全議員が発言されるのだらうと思いますけれども、先ほど9項目という話がありました。9項目のお話の中で私から申し上げられることは、一つは、昨日の朝日新聞ですがけれども、「千代田官製談合 逮捕の元区議都計審空席」。これは10日かかって、昨日の夕方に決まったのです。「再開発 明日の採決見送り」。日テレ跡地に高層ビル 住民ら反対の声」とあります。先ほど8項目に言った官製談合事件の当該議員との関連で言うと、3か月間空席であった間にも、LINEとか電話とか、割といろいろな形で指令を出していたとも言われて、それはもう捜査当局に行っているわけですがけれども、そういう状況の中で、議員と行政と事業者の癒着の可能性について波及する可能性があることで、議会としては区民からの陳情を受けた特別委員会を1週間後に設置するような流れになっていると。これは私が言うところではないかもしれませんが。

それから、7点目の意見書全文について私は強く思いがあるのです。何かといいますと、このエリアには100年を越す歴史を持つ教育機関が小中高で10校あるということで、そこに通う児童・生徒が8,000名ある。これは委員会でやり取りしたんですけれども、そうした学校からの意見書について内容を読みたいと申し上げても、それは個人情報だから出せないと言われてしまったのです。しかし、その学校がどういう立場からどんな内容を出しているのかについては、判断する上でも非常に重要なことなので出してもらいたいと再々度申し上げたのですがけれども、それは駄目だと。私はしょうがないので、それぞれの学校に伺いました。そうしましたら、個人情報に要するにインターネットで拡散する意味ではなくて、やはり決定する皆様には読んでもらいたい、正しく知っていただきたいとのご意見を頂きました。これについては、私はやはり重要なことだと思っていますので、先ほど全体で2,615件でしたけれども、しっかりとこの内容を、どういう立場の方がどういう意見を出しているのかがきちんと確認をできませんと、それも判断できない。

〈確定稿〉

また、2件だけですけれども出された方からもそれはきちんと読んでいただきたいということですので、議会においては、私は委員会が終わりましたところでコピーして皆さんにお渡ししました。ただ、都計審でそれをやると少し出過ぎだと思いましたが、今は差し控えておりますが、私は手元には持っております。

そういう意味で、本日の最も重要な都市計画法第19条2項の意見書をどう私たちが読み込み、どう理解し、どう判断していくのかについては、全く判断できる情報が不足していることが1点。

それから、捜査情報に関わる様々な情報が私のもとにも寄せられていることで、それについてはそうしたリスクを都市計画審議会が負えるのかについては、やはり慎重であるべきだし、クリアにしていかなければいけないと思っています。それはほかの議員さんの意見があれば、どうぞ出していただければと思います。

【会長】

はい。先ほどの議会に対する状況のご説明だと思いますが、ほかはよろしいですか。

【委員】

常任委員会につきまして私から言及することではないですけれども、度々この都市計画審議会でも意見を述べさせていただき、そしてまた学経の先生方のご意見も頂いていたと。私からすると、この3、4、5、6ぐらいのところは課題になっているのだと。私もその意見に集約していただけたと思っています。

一つが、先ほどD地区の方針を書き換えることの問題性についてということと、目標を変更するとなれば、大方の同意の必要性について、ここのことについては、D地区の方針をただ変えることではなくて、この目標を変更することになるのではないかと、する必要があるのではないかとという話になりました。これは意見書の中にも書いてありますように、今回の再地区を進めるに際しての基本計画が何かといったときに、明確に執行機関は都市マスタープランであると。都市マスタープランについて、これが目標に合致しているのかについての説明が一辺倒になっていることでした。ここのところについては、前日も学経の先生方に質問させていただいたとおり、ここのところについての読み込みは、先ほどの執行機関の説明では了解しているということでしたが、前回のときについてはそこまで詳しく読んでいないとの答弁でした。ですので、ここのところの目標の確認、都市マスタープランのこの目標、閑静な住宅をやる点について、これはもう少し読み込みをして、我々も常任委員会は議案事項になりますので、正確にそれぞれが判断するべきではないかとの議論の一つでした。

そしてまた、再地区の広場と高さについての議論でした。と申しますのは、今回の再地区に関しての広場2,500平米相当が標準であるということだったのだけれども、本当にそれが必要なのかという話が出ています。それは意見書にも書いてありますとおり、必要だという意見と、高さが60メートルを超えるのだったら必要ないという意見が二律背反するように存在していると。これをどのように合理的に説明するかの必要性を、議会の委員会としては整理がつかなかった。やはり学経の先生方、今回、都市計画審議会の先生方、または新たな方を参考人招致という形で、議案のときにきちんと確認した上で議案を採決する必要があるのではないかという話になっています。

こういう話の中で、何かというと、では、2,000平米では駄目なのか。もっと究極的に言ったら2,499平米だったら駄目なのかという話にまでなりそうな話でした。ここのところについては、どのように

〈確定稿〉

この2, 500平米の妥当性、では2, 000平米でなくてはいけないのか。何かと云ったら、我々の話の中で合意できているのは、容積率700パーセントについては日テレさんに担保していく必要があるだろうと。でも、今、課題となっている広場とそして高さについてはかなり相関性が高いから、ここを整理しないわけには進められない。かなりここは継続的な内容ではないか、検討する内容ではないかとなっています。ですので、3、4、5、6、つまり再地区における広場と、そしてまた、その高さの相関性をどのように我々が分かりやすく区民に説明できるかが議題になっていることです。決してこの開発を否定的に見ているわけではありません。どうか区民の人たちに理解していただいて、区が、地元が割れることのないように、また、議会並びに執行機関が悩んで苦しんで結果を出していきたいという話になっています。ここについては私は様々に何度も学経の先生からお聞きしておりますけれども、最後のところは、これは、企画提案ですから変えることができませんという、いつも執行機関の説明で終わってしまう状況です。その辺のところでもし学経の先生方のご意見を頂ければありがたいです。

【会長】

はい。先ほど最初のご質問だった、退任された議員の方から、もう既に議論としては本課題のご意見に移っていますので、本案件に関するご質問、ご意見に関して、再度皆様からご発言を頂きたいと。

では、委員、お願いします。

【委員】

先ほどのご説明に対して質問します。

前委員長が10月13日に欠席届を出されて、副委員長の春山さんが議会を続けられたというご説明がありました。私の質問は、16条、17条の縦覧、意見書受付に入ることについて、この間に環境まちづくり委員会で議論されて、何らかの集約が出た上で、この都計審に来たのでしたか。それとも、それは飛ばされているのですか。どちらですか。

【会長】

はい。議会に対するご質問。

【委員】

当然、16条、17条に入る前、17条については12月25日でございましたけれども、縦覧に入る前において、委員会の中で議論して、そして17条の縦覧に入ろうということで確認して入って行きました。

【委員】

16条もですか。

【委員】

補足させていただきます。

〈確定稿〉

前委員長から欠席届が出た10月13日以降、私が委員長を代行させていただいて、この16条の公聴会の在り方等々について数多くの陳情も出ていたこともあり、委員の皆様にご協力を頂いて、委員会として執行機関に、都市計画審議会に入る前に報告があること、都市計画審議会後も報告をきちんとしていくこと、これからきちんと求めるという集約をさせていただいて、その後、精力的に委員会を開催して、この件について議論してまいりました。1月12日に林委員が環境まちづくり委員会の委員長になられ、その後もこの件に関して17条の意見書の内容の報告も含め、議論してきた。委員の中でのいろいろな意見がまだ集約はされていないけれども、賛否両論のこのような意見があったことを都市計画審議会に申し送りした、というのが今日時点の状況になります。

【会長】

はい。よろしいでしょうか。
どうぞ。

【委員】

流れの補足ですけれども、環境まちづくり委員会において、16条、17条等の内容確認をせずに入ったことに関しては委員会でも相当問題になって、春山副委員長の下で、今後は都市計画審議会の内容については事前事後の確認をしっかりとくださいとの集約をしていただいたのが12月末でしたか。もっと前。ということになって、たしか12月の末。ということは、16条については内容の確認がされなかった。つまり、その他でやりますと言っただけだったと思います。17条についてはきちんとやってくださいということだったのですけれども、都市計画審議会ですらやりますからみたいな態度がずっと続いていて、これはゆゆしきことだと、そういう集約があった。でもそのときにはもう17条のやり方については広報に載せる日程ができていたので、残念でした、もう遅い、というお話で進んでいたと補足いたします。

【会長】

はい。状況はそういうことだそうですが、よろしいですか。

【委員】

いや、よく分かりません。私としては、16条、17条に入る、これは非常に重要な案件だと思いますので、都市計画審議会に全ての責任が委ねられたのか、それとも都市計画審議会と区議会環境まちづくり委員会の間でパラレルにいろいろな議論がされて、その集約が都計審にきちんと伝わって、それで都計審で議論があるという本来の二元制のプロセスがきちんと踏まれたのかどうかと質問しています。したがって、何月何日に16条が始まり、何月何日に17条が始まって、その間、何月何日に環境まちづくり委員会が開かれたのかをお示しさえいただければ簡単に分かることだと思いますが。

【まちづくり担当部長】

会長、ちょっとよろしいでしょうか。

〈確定稿〉

【会長】

はい、どうぞ。

【まちづくり担当部長】

まちづくり担当部長です。

16条、17条、都市計画の手続は区が責任を持って行います。議会で承認を頂かないとできないかという、そうではないということです。この議論もいろいろ議会であった中で、3月30日の都市計画審議会の中で、前特別委員会の中で、この案件に関しては専門家の知見をとということで都市計画審議会に投げられたといったことがございましたので、私たちはそういったことを踏まえて、先ほどから出ている専門家会議を通して行ってきた状況でございます。ただ、16条に入る前に詳しく委員会に報告しなかったといったご指摘がございましたので、その後、都度ご報告はさせていただくことで、17条についての報告もさせていただき、手続に関しては我々不備があるとは思っておりませんので、法的にもその辺は問題ないという認識でございます。

※発言する者多数あり

【会長】

はい。よろしいでしょうか。

【委員】

ファクトだけを知りたいので、今、加島部長がおっしゃられた3月3日に開かれた環境・まちづくり特別委員会です。私、たまたまある方からもらったのですが、そのときの委員会の集約、1番はともかくとして、2番、これは二番町の案件のことですが、都市計画案に対する地域合意が不十分であり、事業の公共性を確認しながら、今後、地域を二分することがないよう合意形成を図っていける協議の場を検討すること。3番、千代田区がこれを推進する場合、議会はこの開発の是非について結論、見解を出す立場にはない。このようなケースにおける地区計画制度の変更の手続は、区長の諮問機関である専門性を有する都市計画審議会において慎重かつ丁寧な審議を行い責任を果たさねばならない、とあります。このことをおっしゃっているわけです。したがって、3月3日の特別委員会の決議に基づいて、今回の16条、17条については区議会に承認を取る必要がないということですが、区議会と緊密な議論をしないで区役所として審議会に諮ったという理解でよろしいですね。

【まちづくり担当部長】

会長、よろしいですか。

【会長】

〈確定稿〉

はい。

【まちづくり担当部長】

詳細な報告はしていないというよりも、都度、報告はしてきたと。16条の手続に入る前の委員会がなかったのは事実でございます。

【委員】

私が確認したかったのはたった一つです。全ての責任がこの都計審にあるのですねということです。そういうことですね。

【まちづくり担当部長】

会長、よろしいでしょうか。

【会長】

どうぞ。

【まちづくり担当部長】

都市計画決定は区がやりますので、全ての責任は区が負います。都市計画審議会は可決するものだから、そういったものの判断をしていただきますので、それを区が受け止めてどうするかといった形になり、最終的な責任はもちろん区となりますので、そこはご理解いただきたいと思います。

【会長】

はい。

それでは、ほかの方のご意見も頂きたいと思います。ご質問、ご意見がある方は挙手をお願いいたします。どうぞ。

【委員】

私は専門家会議に、第1回、第2回は参加して、第3回はオンラインで参加していて、もしかしたらそこで私自身が誤解しているところもあるかもしれないのですが、今までの説明の中で学経委員の判断と強調されたところがありましたが、そのニュアンスについて少し異議があり一応意見を述べさせていただければと思います。

繰り返し700パーセントが認められたと今まで言われているのですけれども、私自身の認識としては、まず第1回専門家会議の直前に、都の算定運用基準にのっとって、最初770何パーセントという数字が出されています。その算定基準にのっとっているかどうかをチェックしろというお役目を承って、もう1名の学経委員と一緒に1回細かい資料を見せていただいたと。そのときに、もちろんそれは、ルールは一応提示されているけれども、解釈とかの幅があるところもあったりして、その中で幾つか、ここはこちらの係数を

〈確定稿〉

算入するほうが妥当なのではなかろうかと、ここはここまでを空地として認めるのは甘過ぎるのではなかろうかと、まず幾つか指摘をさせていただきました。その時点では私の個人的な意見だったので、それを前提に第1回専門家会議のときに、ほかの先生のご意見も仰いでいただく場を持った。そのときに、その結果として、都の運用基準にのっとった算定の仕方で行くと、700パーセントが妥当であろうと、今回の番町まちづくりの計画に対して700パーセントが妥当であると言ったのではなくて、最初に運用基準にのっとって算定すると確かに700パーセントになりますというのが第一弾にあったはず。それで、この専門家会議のときだけではなくて、都市計画審議会の場でも、これもあくまでも学経委員全員の話ではなくて私の個人的な意見ですが、都の運用基準にのっとるだけではなくて、それはあくまでもよりどころではあるけれども、それを上回ったり下回ったりするところは区に判断基準が委ねられているのではなかろうかと。それで、このエリアについては、私個人の意見としては、少なくともそれをもうちょっと抑えたほうが望ましいのではないだろうかとの意見も申し上げながら、専門家会議の中でも、上限としてというか、取りあえずよりどころとしての算定基準としては今の計画は約700パーセントになりますというところだったはず。それが何となくいつの間にか運用基準のチェックをした700ではなくて、この計画は700パーセントが妥当であるとすり替えられている気がして、そこについては正直フェアではないとの気持ちを持っておりました。

700パーセントのよりどころになっている事業者さんの利益はもちろん、今回の計画の地域貢献としての部分は、当然、要望もあるし、全部果たされるべき対象だと思っています。けれどもその対価として、総合設計をしたときに対して3割増しとか2万平米増しが妥当かどうか、700パーセントを認めるのが妥当かどうかについては根拠は私たちにもきちんとは示されていないという認識で私個人はおります。700パーセントは、今の計画に対しての都の算定基準にのっとれば700パーセントは妥当でしょうということだけは確実だと思うのですけれども、そのこの部分のニュアンスは、もう少しやはり正確に数字を出してほしいし、容積増に対しては、ある一定の権利は認められていると思うのですけれども、やはり区として、本当に、今、地域貢献をしていただく対価としてプラス2万平米とかプラス3割増しが妥当かどうか、議論し尽くされました、だから言っていますと言われると、その時間を与えられていなかった気がして、ちょっと不服を申し上げたい気がします。

それと、もう一つは、もちろんこれはこの後ほかの方々のいろいろな意見もあるかと思いますが、正確に言うと、この3回ぐらいの専門家会議を経ての改修案として、高さに対して一定のまず街並みの60メートルをベースにはいなかった。そういうところに対しては、私はもちろん不満な方もいらっしゃると思いますが、一定の歩み寄りがされた成果は出ていると思っています。ただ、その一方で、フットプリントが増えて、それから2,500平米は確保されているけれども、その一部はピロティ状になったり、建物のプロポーションとしての幅が広がることで、実際の広場を2,500平米確保している点においての質は担保していると記述されていますが、では、その広場の実際の環境的評価が担保されているかと言ったならば、私は、どちらかという、この中で建築系が専門で、ほかの手続はそんなに専門ではありませんけれども、空間的な評価で言ったならば、前よりも閉塞感が増えて、圧迫感が増えて、決して良いアイデアに改善されたとは言えないと見ています。だから、高さもきちんとクリアしつつ、両方やるとしたならば、本来であれば容積率のところももう少し歩み寄って、この高さ制限の中でこの広場を確保するときに適正な容積がどの

〈確定稿〉

ぐらいなのかは、まだ精査する余地が本当はあるのではないかという気持ちです。ただ、いつの間にか700パーセントが認められたのが一人歩きしているのに対しては、今まで何回かオンラインで申し上げる機会を逸してしまったのは、タイミングが悪いと怒られるところもあるかと思います。でも、ここで一度申し上げておきたいと思っております。もちろん実際の設計になったならば、この与条件に対して、当然、設計者は少しでも圧迫感を改善しようとか気持ちよくしようと思っております。ですけれども、そんな設計の工夫に委ねる前の都市計画レベルで、誰が標準的な設計をしても良い環境が得られるというベースを規定するのが、それぞれのデザインに期待するのではなくて、デザインが多少ひどくてもというか、標準でも、きちんと担保されるベースの枠組みをつくるのがここだと思うのです。それに対しては、今のところの容積が本当に適当なのかは、全部、学経委員がいいと言ったと言われるのは、異議申立てをさせていただく機会を頂ければと思っております。

【会長】

はい。ありがとうございました。
少しお答えになりますか。

【委員】

少し別の意見を言いたいので、あまりこの件について話す時間を取りたくないのですが、今のご発言については、まずは都の基準でいけば700パーセントはカウント可能だとなったのは事実です。まさにそういう議論だったのです。その後、しかし700パーセントがこの場所に本当に妥当かどうかは議論があるというご発言があったのも私は記憶しています。ただ、それについては、容積自体を言わば700パーセントは多過ぎるので650パーセントぐらいに抑えたらどうかと、仮にそういう議論を出すとするれば、相当、別の詰めが必要なので、今ここではそれは難しいのではないかというのがそのときの雰囲気だったと思います。

【会長】

はい。

【委員】

おっしゃるとおりで、700パーセントというと、では何なのかということも、常任委員会でも確認しました。そのところが490幾つだったか70だったか、そのところはいろいろな地域貢献だとか何かで対応して、220パーセントが結局は2,500平米の広場相当を確保することによって容積が上積みになったのです。それが分かったので、私が言ったのが、この広場の2,500平米が事業のありなしを決めるぐらいの大変な話だから、ここについては地域の確認をしっかりと寧ろにやっておかないと、この事業自体の本質が見えないとは委員会で言いました。ですから、私も700パーセントについては疑問に思って、運用基準、そしてまた地区計画の内容を全部読んだ上で執行機関に確認したところ、明らかに常任委員会でも、結局は広場相当を確保することによって200パーセントの容積が確保されたことは紛れもない事実です。

以上です。

〈確定稿〉

【会長】

はい。関連でよろしいですか。

【委員】

はい。関連です。

私も今のポイントが重要だと思っています。というのは、街区公園相当の広場をつくるから700パーセントというロジックになっています。街区公園について、先ほど区役所から250メートルの範囲内で街区公園をつくらなければいけないという説明でしたか。榊原さん、そうでしたね。それと、この国交省のホームページのところを見せていただけますか。これは今でもそうですか。僕が調べたら、国交省のホームページは250メートル当たり一つつくれとは、どこにも書いていないのです。そもそも距離は書いていないのです。榊原さん、チェックしていただけますか。それをチェックしていただく間に、それで街区公園とって、私も最初に学経委員の方々が三つの数字、2,500平米、80メートル以下、それから700パーセントというお話をさせていただいたときに、これは大枠だと思ったのです。すなわち、この器に入るような計画を出してくださいとおっしゃったと私は理解しました。それで、この中で一番大きいのが広場で220パーセントですか。それは街区公園である。ただ、先生たちは街区公園並みとおっしゃって、街区公園にしろとはおっしゃっていないわけです。これは私有地でしょうから、そもそも街区公園にはできないでしょう。それで、私も街区公園は一体何だろうと調べたら、国交省の、今、区役所が言っている箇所に書いてあるのは、「主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、1か所当たり面積0.25平方メートルを標準として配置する」と書いていて、250メートルごとにつくりなさいとはどこにも書いていません。これをチェックしてください。

もう一つは、では現実のものとしてどうかは、昭和31年にこの都市公園法が施行されたいのですけれども、その後、設定された街区公園5か所、1か所4,600平米があるのです。だけれども、残り4か所は全て1,000平米未満です。そうすると、理想としては2,500平米でしょうと。これはオーケーだと思います。では、どのくらいの間隔でやるかは、何も書いていません。これは区役所が指導していくものだと思います。それで1,000平米以下の街区公園がいっぱいあることはそれぞれの事情があったのではないかと思うのです。そもそも面積が少ないとか建物があつたとか、何かいろいろな理由があつたと思うのです。番町にある理由は、番町は住宅街で、街区公園をたくさんつくるのはもちろんいいのだけれども、それをやることによって超高層ビルが建つのはよくないのではないかと考えている人がいる。それを要素に入れて、では何平米ぐらいがいいのかと決めるのは区役所の仕事ではないのかと私は思っているのです。その議論がなくて、もし2,500平米のものをつくれと日テレに指示されたのであれば、これは学経委員の検討事項をそのままきちんと伝えたことにならないのではないかと。また、事実誤認もあるのであれば、この指示自身が私は信頼性を失う気がしております。

【会長】

はい。まず、誘致距離250メートル、一般的には皆そう言っているのですけれども、書いてあるか書い

〈確定稿〉

ていないかはいかがですか。すぐ分からないですか。きっと設置基準か何かです。

【麴町地域まちづくり担当課長】

はい。少々お待ちください。

都市計画運用指針の記載の中に、街区公園誘致距離250メートルを標準とするという記載がございまして、そちらに基づいて説明させていただいております。

【会長】

もう一度、では、今のはどこに書いてあるかというのだけ。

【麴町地域まちづくり担当課長】

ページで申し上げて、よろしいですか。

【会長】

いや、何に書いてあるかを、もう一度分かりやすく説明してください。

【麴町地域まちづくり担当課長】

今、手元で確認しているのが令和4年4月に国土交通省で出している都市計画の運用指針。今、手元は令和4年4月のものを見ているのですけれども、そちらの266ページに街区公園の位置づけがございまして、誘致距離は250メートルを標準とすると記載されております。

なお、その前のページ、265ページに街区公園として0.25ヘクタールを標準とするという、今、画面でもお示しさせていただいております。

【会長】

はい。よろしいでしょうか。

もう少しほかの方のご意見も頂きましょう。

どうぞ。

【委員】

今の高さとか容積率の議論ですけれども、こちら判断するほうとしては、やはり日テレ側も事業者で、株式会社であるので株主に対して説明できないような行為はできないと思います。その議論をする上で、最初から反対側の方々は街並みと高さという、すごく具体的ではない概念でお話をされていて、逆に日テレさんとか区も、地域貢献という、またこれもすごくふわっとしたものばかりの話が出てくるので、やはりその実際の数字とかは、では何人ぐらい入るところを想定してこれぐらいの収益性を確保されないと会社としてはやっていけなくてみたいなところがもう少しきちんとないと、なかなか私としては判断がしづらいのが本音としてあります。

〈確定稿〉

それを言った上で、では、本当にこれを5年長引かせるのが区民のためなのかはすごく思っています。私が普通に自分が会社員であそこをやっているとしたら、あの高い土地が5年間空地で、駐車場と公園になっていて全然お金が取れなければ、多分私だったらどこかの段階でやめて、ではもう無視して白いスタジオ棟をもう1個つくろうとなるか、もしくは誰かに売るかだと思うのです。そうなった場合に、では本当に区民のためになるかというところも、もちろんそのプロセスとか私は全然法律の専門家でも建物の専門家でもないので、そこはもちろん議論すべきだとは分かった上で、では、この議論が誰の得になっていて、本当に税金とかそういう意味で考えて、全員の公共の利益になっているのかもやはり考えて、どこかで線切りをしないと、ずっとこれをまた5年、10年続けて、結局全然違うものが建つということになるのは区民の立場からは避けたほうがいいのではないかと感じています。

【会長】

はい。ありがとうございました。
ほかの委員の方はいかがでしょうか。
どうぞ。

【委員】

先ほどから2,500平米の広場の広さの是非についてという会話が多かったので、まず、番町地区のまちの変容と、これからまちがどうあるべきかを少し皆さんに考えていただきたいと思っています。1985年の40年前、このエリアの120棟近くが1階から3層の低層の独立住宅でした。今は半数近くが8階から15階、そして近年は16階以上の集合住宅化しています。ですので、航空写真で見れば分かるのですが、40年前は本当に緑と土の多い場所でしたし、その時代から住んでいる方々が、本当に緑が多かったとか自然が多かったとか、近くのおうちの庭で遊んでいたとか、そんなお話を聞くようなまちです。どのように高容積化してきているかという、この二番町地区の隣の街区、二つ申し上げると、33パーセントが49パーセントに建蔽率が上がり、隣が22パーセントから41パーセント、容積は、大体126から173が380パーセント、400パーセント近い容積率に高容積化している。そういうまちの中で、この地区では、今、集合住宅が167棟で、一般設計で建てられたものがほとんど、総合設計制度のものは21件で、ほとんど公開空地、歩道状空地で、新しく緑化空間が整備されているわけではないのが今のまちの現状です。

そういった意味では、120メートルの案から方針に収まる高さ、80メートルとなったことは、これまで声を上げられてきた地域の方々、そして事業者の努力によるものだと思いますし、このような再提案という形になったことは私自身もすごくよかったと思っています。そして60メートルの立ち上がりから上の20メートルのセットバックは、歩道を歩いても、見上げて、それ以上は見えない。そういう意味では技術的には解決されていると考えます。人々の生活は地上で行われているので、一番大事なのは地上でのアクティビティや利用だったり景観だと思うのですが、それを犠牲にしても高さというのは本末転倒ではないかと思っています。まちづくり、暮らしやすいまちにするためにやっていることなので、特に子どもたちは建物の高さを見て成長するのではなくて、自然や緑と広場といった、そういうアクティビティを経験と

〈確定稿〉

していくので、やはりそういうことをきちんと考えて、計画について議論するべきではないかと思っています。

それと、私自身は、委員会でも、今回の意見書の要旨の中にも、反対の方にも賛成の方にも多くの方が住環境をどうするのだとの意見がすごく多く見られています。やはり確かに沿道まちづくりや商業のにぎわいは大事かもしれませんが、後ろに控えている住居系複合市街地の住民の人たちにとって、住環境の向上に資する計画、デザイン、マネジメントを番町中央通りの双方向通行化になることも人中心のまちづくりという今後の区の方針に沿った形で住環境に資するものをもう少し議論していくべきではないかと思います。

長くて、すみません。3点目、もう一つ、個人的な意見ですけれども、ごめんなさい。この議論が20年後、30年後にどういう再開発であるべきかがあまり議論されてきていないように感じています。この何年間も高さの議論に終始してきたことが続いていることをすごく残念に思っています。区としてもゼロカーボンシティやレジリエンスの都市を議論している中で、この再開発が、例えば防災であったりとか自立可能エネルギーをどうするかとか、災害時に地域に対してエネルギーを供給できるような形をつくるか、そういった次世代を見据えた議論がほとんどされていないのはとても残念です。ぜひ、そういった将来的なまちづくりはどうかを委員会も含めて議論していくことが必要なのではないかと思います。

最後に、本地区計画に反対した場合、または否決された場合、このような地域貢献メニューが許認可要件とならなくなって、事業者に求めるのは、やはり行政として要望事項以上にはならないのは委員会でも確認している上で、先ほど委員がおっしゃられたように、この計画によってこのような地域貢献が実現性が担保されていることはやはり理解していく必要があると思います。

以上です。

【会長】

はい。ありがとうございました。

ほかにはいかがでしょうか。

では、委員。

【委員】

重複すると思うのですがけれども、私が子どもの頃、昭和30年の初め頃、番町には、2階建て、7メートルぐらいの高さの家しかありませんでした。それが、時代の変遷とともに、10メートル、20メートル、30メートル、40メートルとなりまして、昭和30年から数えて50年後、現在から遡ること20年前、最高50メートル、総合設計で60メートルと、だんだんに高くなっていきました。今回、日テレさんから80メートルの案が提示されましたけれども、徐々に高くなっていくのはもう時代の流れかと思って、何の違和感も感じませんでした。建物高さは時代とともに高くなっていくもので、反対している人がなぜ60メートルに固執するのか、この問題に既にもう5年間携わっていますけれども、いまだに理解できない状態です。

もともとこの60メートルは、今から20年前、一番町のクラブ関東の跡地に東急が100メートルのビルの建設計画を発表したことが発端です。クラブ関東の跡地に100メートルのビルができることで一番町

〈確定稿〉

の住民が大騒ぎになりまして、当時、一番高かった建物が60メートルだったので、区が間に入って最高50メートル、最大総合設計で60メートルの地区計画が一番町に設定されました。それが、二番町と四番町に波及して60メートルになった次第です。ですから、60メートルという基準は20年前に設定された古い基準で、今の時代にはそぐわないのではないかと思います。

【委員】

よろしいですか。

【会長】

少しお待ちください。今、手が挙がっていらっしゃるのをお二人です。では、先に手が挙がっていましたので。

【委員】

小さいときから日本テレビ通りが遊び場になっていたのですが、この地域がどういうまちなのかはとてもよく分かっています。

その中で、あの通りが大きく変わったのが、一つ、日本テレビさんの本社が汐留に移ったときでした。そのときに、テナントビルはテナントが入らなくて売却する。飲食店は潰れる。通りに歩く方もまばらで、今までのような活性化はない。そういうことを子ども心にも感じた。また学生ときでしたけれども感じたことがありました。そういう中においては、今回のことがやはり回遊性、またこの地域のにぎわいという、日本テレビさんだけではなくて、この日本テレビ通りにつながる麴町大通りだとか靖国通りだとか、様々な通りにも大きく影響していくことを本当に私は痛いほど感じて、今回の件についても、地域の声を何とか反映させたいと思ってきたところです。

その中で、現行案については、委員会の中でも実は何度も言っているのですけれども、去年の3月30日に専門家委員の皆様は再検討で案を出していただこうと。先ほど専門家委員の方からのご意見もありましたけれども、そういうことでスタートしたことでございます。それで、その出てきた案に対して、区としては日テレさんにも確認し、再度出てきた案が専門家会議の方針に沿ったものであるかどうかを確認した上で、方針に合ったものであるとの確認ができて、それで、今回日テレさんの案が、実際、表に出てきたことになっているわけでございます。

私は、この提案について、私どもは、専門家委員の皆さんに新たな再提案をお願いして、それで出てきた案でございますから、当然、我々はこの案について尊重していかなければいけない、すべき計画だと思います。併せてまちづくり委員会の中でも地域の案についてご意見を頂いておりますけれども、一日も早くこの案については進めてほしいとの声が大変強くなってきております。冒頭、私、お話しさせていただきましたけれども、ぜひこの件については地域の声を反映していただいて、この都市計画審議会の案として皆さんにお認めを頂くと。ぜひ、そこら辺はお願いしたいと思っている次第でございます。

意見も入ってしまいました。すみません。

〈確定稿〉

【会長】

結構です。ありがとうございます。

先ほど手が挙がっていましたので、委員、先に。

【委員】

すみません。先ほどの250メートルの件ですけれども、千代田区の公園条例ではどうなっていますか、後で調べて教えてください。

反対派の方は60メートルに固執しているというご意見がありましたが、これは間違っています。反対派の方々でも、多くの方が60メートルを超えることを、事実上、許容しています。例えば番町の町並みを守る会が提案している案は、60メートルで700パーセントに収まりますよねと。だけれども、階高はこのときは4メートルになります。では階高を5メートルにしたとしたら、当然のことながら60メートルは突破するのです。そのことを容認しています。これは日本テレビ沿道協議会の正式のメンバーである番町を守る会の弁護士の方がその場ではっきり言っています。番町を守る会としては60メートルにこだわりませんと言っています。これを反対派が高さだけにこだわっているという簡単なステートメントで打ち切りにするのはやめていただきたい。歩み寄る気持ちが彼らもあるのです。もしそういうのであれば700パーセントに固執しているのは日テレです。700パーセントがどの程度まで我慢できるのかという議論をお互いがすれば、どこかで妥協点が見つかり得るのではないか。今回の署名の数と前回の数とを比較すると、前回は、番町地区では70対30ぐらい。今回は55対45ですか。逆に、これは分裂がもっときつくなっているのです。だけれども、全体として意見が減ったことは、やはり収れんが近いのだと私は思います。ですから、もう少し議論をやるべきだと思います。5年間やったと言っていますけれども、初めて具体的な数値が出たのは去年の夏です。1年半前でしかないのです。5年もやっていないのです。それで、日テレも言っているとおり、今後この建物を一つつくれば、50年変わらないわけです。そのことに今年の会計年度中に決めなければならない。決めなかったら地区計画に戻るというのは、一種の脅しだと私は思うのです。それは会計年度だけの理由しかありません。私はそれなりにきちんとした議論をもっとやっていくべきだと思っています。

それから、今、委員は再提案という言葉が使われました。あれが再提案だという認識を学経委員の方々は持っていますか。例えば、この意見書要旨の資料1-1の1ページ目、下から6行目、賛成意見の一つに、こう書いてあるのです。「学識委員として、高さ80メートルで決着させるという強い意志を示されたと思う」。何で一般の人がそう思うのでしょうか。それは学経委員として強い意志で80メートルで決着させると言っているよと、聞かれた人はそう思ったのでしょうか。さもなくば私は誰がこんなことを考えるのだろうと思うのです。学経委員のおっしゃったことは、都市街区公園並みの広さがいい。それから700パーセントは、先ほど言った運用基準に照らしておかしくない。それから、高さは80メートル以下に下さいという枠で、区役所さん、きちんと日テレとネゴれとおっしゃったと私は理解しています。これを真剣にネゴったのか。反対派と賛成派の違いを縮めて、皆さんがいいと言うか、皆さんがやむないと言うのか、分かりませんが、対立構造をなくすようには、3月3日に、議会でもそういう進言を区役所に対してしているわけです。これをやったのが私の疑問であります。

〈確定稿〉

【会長】

はい。取りあえずご意見として承りますが、先ほど委員は手を挙げられていましたか。
では。

【委員】

今日、皆様の様々なご意見も伺いつつ、やはり区民委員として、いろいろな賛否というか、いろいろなご議論がある中で、どういうことをよりどころにこの案件を考えたらいいかはすごく悩んでおります。私は今までの中でのコメントでもさせていただいていた、やはり以前おっしゃられた大方の同意についてすごく考えています。というのも、やはり区民としては自分の住まいの近くでこういう同じようなことが起きるかもしれないときに、賛成であっても反対であっても、その意見がどういう形で吸い上げられて議論し尽くして反映されていくかのプロセスに非常に関心もあり、今回この事案がこのような意見が割れている中で、もうあと30分を切っていますけれども、どのような形でお話として着地させていくのかについては、学経の皆様、議長の先生のご意見なども伺いたいところです。

先ほど委員から、協議会などで前向きなご意見も出たとのお話もありましたので、都市マスタープランの目標と仮に合致が必ずしていなくても、大方の同意があればという話があるとすれば、次のよりどころとしては、そういうまちづくり協議会ですとか、あと、やはり議員さんの中でのご意見などがしっかりと積み上げられて、今回、大方の総意という形でこの場にこの案件が出ているかどうか非常に気になるところです。

まちづくり協議会自体が開催自体も回数は重ねられているかということ、最近ですと、令和5年10月という形で記録が残っていますけれども、日テレに対しての要望の中には、日テレさんに対して地元の同意を今回新しい案に沿って取り付けるようにという形では千代田区さんは要請していないように、先ほどの資料の中では、その項目は入っていないです。専門家委員からの見解を踏まえた再検討の中にはハード的なものの要望になっておりまして、地元の同意をどう取り付けていくかについては日テレさんには課していないように解釈しました。ということを考えますと、その協議会なりで議論が本当にし尽くされ、この場で、議会も含め、協議会などで大方の同意を経た上でこの案があることを区としてもおっしゃっていただけるのかどうかを質問させていただきます。

【会長】

はい。最後はご質問でしたから、区からお答えになりますか。

【まちづくり担当部長】

はい。では、まちづくり担当部長です。

協議会で全て同意を得ること、そこまでを日本テレビさんに課したことはございません。この案件に対しては、都市計画という形になります。都市計画の手続の中で賛否はもちろんあるのですが、その中で、16条の手続、17条の手続を経て、意見を募って、この要旨をまとめてきたところがございますので、協議会で賛否、そこで例えば賛同されたとしても、16条、17条の中で、やはり反対だとかそういった意見

〈確定稿〉

があれば、その要旨を検討しなければならないので、本日のこの17条の要旨を踏まえながら結論を出していく必要があると考えます。

【会長】

よろしいですか。

【委員】

今のお話を受けて専門家の方々にお聞きしたいのですが、そのような進め方でこういう場で決議していくことに対してはどのようにお考えになられるのでしょうか。

【会長】

すみません。最後のご質問は。

【委員】

このような状況の中で、議論を尽くすべきだとは思いますが、地元の意見に対して、今、千代田区さんがこうおっしゃられていることに対して、どういうお考えを持たれているかをお聞かせいただければと思います。

【会長】

学経の先生方に対しての質問。どなたがお答えになりますか。

【委員】

いや、その件は学経がどう考えるかという問題よりは、この都計審がどう考えるかだと思うのです。だから、要するに答えはどこかで出さなければいけません、意見が割れても決を採るべきと皆さんが考えるかどうか。あるいは、これだけ意見が割れたのであれば、やはりもう少し歩み寄りの可能性を探るべきではないかという結論を皆さんが持つかどうか。それはもう、専門家がどう言うかではないと思います。

【会長】

はい。

では、委員が先に挙げていましたので。

【委員】

2,500平米並みの広場に関して、私の感覚では、2,500平米並みという表現からして、住宅地の中で人口が増えている中、子どもが増えている中で、コミュニティ醸成とか、あるいは防災的な見地から一定程度の広さが必要だろうという基準で2,500平米並み、街区公園並みという表現が使われたと理解していましたが、やはりここの並みという表現に幅がありました。先ほどの委員からありましたときに、街区

〈確定稿〉

公園などは1,000平米以下のところもたくさんあると。そういった事例もある。つまり2,500平米は上限でというよりも、それぐらいという、それが上であって、それ以下でも幾らでも裁量があるという考え方。私などは、逆に2,500平米並みということは、そこを基準にそれより増えるものは構わない。それぐらいの広場は必要だけれども、その程度は確保するという最低基準だと思っていた。その言葉ですけれども、そこでやはり立場が違くと、すごく解釈が違うと思いました。意見書の中にも、広場は要らないという意見から、そんなに要らない、あるいは2,500平米は大歓迎だと、本当に広さに関しては感覚的なものですので、今回、この街区公園並みという表現が使われたことに対して、もう少し補足的に、やはり広さとしてある程度担保する必要があるというご説明なのか、これぐらいは仕方ないという、ニュアンス的なものになってしまうのですけれども、その決められた経緯を教えてくださいと思います。

【会長】

はい。これも先ほどの。

【委員】

どなたかがおっしゃったように、街区公園並みのものを確保しようというのは専門家会議で議論されました。だけれども、具体的な面積は出しておりませんから、それ以後のやはり区の内部での議論で2,500平米は別途出てきたと私は理解しています。

【会長】

はい。あと、お一人。先ほど手が挙がった、3人、いらっしゃいますね。

では、順番に、先にまだご発言されていない方からでよろしいですかね。先に。

【委員】

意見になりますけれども、反対の立場の方も、賛成の推進派の立場の方も、それぞれ本当に素晴らしい意見だと思います。ただ、都計審メンバーとして決めなければいけないことは、やはりこのまちの人々の安全、そして、子どもたちの未来だと思うのです。それを考えると、いつも委員会で言っていますけれども、7万弱の人口に対して85万人が訪れて、もっと多くの人たちがこのまちに集う、と。今年の1月1日に能登で大きな地震がありました。やはり、僕たちは、想定外ということを実際に気にしながら、いろいろなことを考えていかなければいけないと考えています。そうすると、例えば、今、何メートルですとか、公園の広さがどうだとか、広場の大きさの話をしていきますけれども、では、例えば、何かあったときに、この広場の大きさでお年寄りを守れるのか。250メートルがどうだとかという数字の話が出ていましたけれども、では実際にそれで足りるのか。そういうことを考えると、やはり、それは、起こってははいけないことを想定して、向こう20年、1回建てたら機能更新まで50年。そういったことを想定して対策を取っていかなくてはならないのではないかと思います。

特に、もう、反対の方に対して、これはやはり説得を続けていかなくてはならない、理解していただかなくてはならないという話しは続けていく必要があります。だけれども、一つ、学経の先生方、そして、区

〈確定稿〉

議の先生方というのは、この机の常識ではなくて、やはり人命に対して向けていただきたいということをごく思います。反対派の方の思いを聞いて、それでもやはりこれは進めていかなくてはならない、人命を重要にしていかなくてはいけないということ。まず、ここにいる人たちは、恐らく、例えば、私もいろいろな区の会議体の委員ですとかをやらせていただきましたが、その中で憩いの創出ですとか、それから交流の場とか、そういったことを考えて勉強して、つくり上げてきているはずなのです。ですから、先ほどどなたかがおっしゃっていましたが、広場が要らないとか、それから、意見書にもありましたけれども、にぎわいが要らないということは、やはり、そういうまちの発展、子どもたちの未来を否定するものだと思います。

ですから、そこで、例えば、日テレさんがバリアフリーを進めて、これは先ほどありましたけれども、そこに住む住民を優先してというか、そういう人たちのためのものと考えていると。これは、つくったらつくりっ放しというわけではないです。ずっとそれは日テレさんが責任を持って、区と一緒につくり上げていくものと考えたときに、反対する要素はどこにもないというか、もう待ったなし、防災の観点においても、やはりこれは止めてはいけない案件だと非常に強く思います。

以上です。

【会長】

はい。

あと2人挙がっていたので、先に委員から行きましょう。

【委員】

はい。意見書における本質的な課題に関する質問です。二番町地区は中層・中高層の住宅系の複合市街地及び文教地区でありますから、当然、学校の意見がとても大事だと考えています。個人情報とか法人特定を避けるために名前は出ませんが、100年を超える伝統的な学校から、かねてより意見が出ています。

そこで、質問が三つあります。1、区は、これらの学校法人に対して、説明や合意形成のために何回ぐらい、何時間ほど費やしたかを教えてください。2番、区は、意見書に出てきている彼らが認識する課題は何と理解していますか。ここに挙がっている字面ではなくて、フォーカス、概要というか、ポイントだけでいいです。3番目、区はその課題をどのように解決しますか。解決していないから意見書に書かれているとの理解ですが、それで合っていますか。

以上3点、区からお答え願います。

【会長】

はい。区からお答えをということですが、分かりますでしょうか。学校法人に特別に対応されていらっしゃるかどうかも含めて。

【麴町地域まちづくり担当課長】

はい。ご説明をいたします。

個別に学校へこの計画についての説明等を行う機会については、ございませんでした。対して、地権者に

〈確定稿〉

対する説明会ですとか意見書の提出を求める機会というのは、16条、17条を通じて、常に設けていたと考えております。

課題は何かというと、意見書の内容に直接触れることになるので、そこについてはなかなかご説明がしにくいのですが、学業をするに当たっての環境が、今回の開発を考えたときに、そこがどう結びつくかのご意見が課題として捉えられている点なのかと認識しております。

【会長】

はい。よろしいですか。

【委員】

それをどう解決するつもりかを答えてください。

【会長】

はい。今のご意見に対して、どう考えているかはいかがでしょうか。

【麴町地域まちづくり担当課長】

はい。失礼いたしました。

対策に関してですが、学業また通学に当たっての環境が、今回、直接関わる事かと認識しておりますが、通学路といいますか、駅から学校に通うところでの通路の幅など、今回の計画が、逆に、学校にとっての環境の向上に資する点も数多くあると理解しております。そういった安全性への配慮ですとか、あと、設計面で懸念されているところがあるのであれば、そこについては、今後の詳細設計の中で、地元としっかりお話した上でということは再三申し上げております。その中で、学校からのご意見としてこういったものが出ていることについて、しっかり事業者に対話をしながら対策をどう考えるかについては、区から指導してまいりたいと、そういった対策を考えております。

【会長】

はい。よろしいでしょうか。

先ほど、また、手が上がったのですね。もう一回、すみません。今、手を挙げていらっしゃる方は何人いらっしゃいますか。

※該当者挙手

【会長】

3人。4人。

最初に手を挙げたので、委員から。

〈確定稿〉

【委員】

はい。意見書のことについてです。今日の話の流れで、少し極論になっていると思うのは、もう既に昨年の3月以降は、反対という、つまり、極端に反対という方は、この会議体の中には私はいないと思っています。このまま賛成をすぐをしたいという方と、それから、もう少し調整すればもっとよくなるのではないかと、つまり進める方向の意見しか今はなくて、それが先ほど5年かかるのかと言われたけれども、そういう感覚もないと思う。今、大事なことは、これ以上、手順・手続を損なったり、あるいはつまりくわけにはいかないのが私の認識です。そこで、幾つか質問させていただきたい。

1点目は、行政に対するものです。冒頭申し上げました100年の歴史を持つ教育機関、A、Bといたしましょう。その方からお預かりしている、子どもたちの未来を守るための意見書について、今日頂いた資料1の中のどこにちりばめられて、どう答えているのかということが、行政に対する質問です。

まとめて言えば、私はこの教育機関の話だけではなく、この後述べますけれども、いろいろ、この意見書の在り方について、ゆがめられている。都市計画にとって、大切なのは手順・手続だと思っております、手順・手続をしっかりと果たしていけば、これはいい計画になっていくはずだと思っております、それを昨年の7月25日、この都市計画審議会ですべて一致した先生方からの提案を、26日に事業者に提案する際に、かなり80メートルでなければならないとか2,500平米でなければならない、700パーセントでなければならない。非常にゆがめてしまうことによって、また議論を二分してしまっている、行政の非常に恣意的なコントロールが働いてしまったことによる、今の状況が非常に問題だと思っています。そして、意見書に関する幾つかの素材として、やはり、だからこそ全部見せてくださいという話として、少し申し上げさせていただきます。すみません。

1点目は、都市計画審議会宛てに要望も出ております、区議会には請願が出ております二番町町会のほうで、町会長から配付された、反対の方に負けずに意見書を出していただきたいと、この内容についてです。これは、非常に行政手続的に言えば、補助金を頂いている、つまり公的な補助金を頂いている団体が区の意見どおりにやってくださいと出してくださいというのを、封筒を使って、切手を使ってやることに對する問題が私はあるかと思っているのですけれども、それよりも何よりも、こうしたことが、例えば、今、元区議会の委員会の委員長、そして現在は容疑者になっておりますけれども、この方からの働きかけというものがあったのか、なかったのか。これは、本当にそういう意味での、大丈夫ですかということも含めて、伺っておきたいと思います。

また、こうした署名簿のような内容のものを、これは区議会議員さんも先頭に立ってやったと言われているのですけれども、都計審の委員であれ、区議会議員であれ、区民の一人として、自分の信念でこれをやることは、私は問題はないと思います。しかしながら、その中に、明らかにスーパーマーケット、カフェ、レストランが60メートルだとできないとか、それから、バーベキューやキャンプ体験やドッグランなどができるとか、今日出されている資料とも非常に異なることが書かれて、しかも、そこにファクスというのが、「ファクス」と書いてあって、どちらも「ファクス」と書いてあって、そして、区のホームページにも、「ファクス」と書いてあるという問題。それから、用紙も、区の使っている再生紙を使って配付しているという問題があって、それも原本に当たって見る中で、では、こうした体裁で出されている方が何十名いるのかを確認する必要は、私はやはりあると思っています。意見書というのは、やればよいというものでは

〈確定稿〉

ない。その中で、大方の合意がどのくらい得られているのか。住民がどのくらい、数ではないといえども、そういうものがやはり見えてこない、これはどういう熟度になっているのかが判断できないということがあります。

そして、最後に、もっと非常にゆゆしき問題として、私が申し上げたいのは、地元から入手したのですが、千代田区が3月30日に向けてやったレクペーパーというのがあります。どなたまで頂いたのか分かりませんが、その中には、守る会のチラシについてという項目もあって、その先頭には、委員の指摘に対する反論というのが書いてあって、これはもう全く中身が間違っているということが、まず、区が責任を持つことから都計審の委員は賛否を明らかにすればいいのだと、責任を感じることはありませんみたいなことが書いてあって、守る会のチラシについては、もう、この90メートルでなければ、地域貢献ができないと書いてあるのです。今、80メートルでやっているわけですから、これもうそ。それから、反対であったとしても委員だから、こうしたバリアフリーや広場、エリマネなどの判断をきちんと説明をしなければならぬのにそうしたことがされていないので、これは問題だと書いてある。現に、3月30日にはそのような発言がかなりたくさん出ました。これは何を意味するかというと、行政が果たして、公平、中立な事務局として仕事をしているのかということで、私は嚴重に問題だと思っています。

以上です。

【会長】

はい。ご質問の部分もございましたから、行政の方から何かお答えになることはありますか。意見書がどれかというのは、なかなか個人のあれに関わるので、言いにくいかもしれませんが。

【麹町地域まちづくり担当課長】

ご回答いたします。

今、会長おっしゃったとおりですけれども、資料1-1の意見書の要旨の中で、例えば44ページ……

【委員】

ご本人が示していると言っているの、個人はいいよと言っているの。

【麹町地域まちづくり担当課長】

ただ、こちらとしては、確認しておりませんので。参考までに、該当し得るという記載についてお知らせさせていただきます。

44ページ、上から3点目の内容です。こちらが学校法人の名前を記載した上で、ご意見として頂いているものになっております。一例ですが、こちらは該当するものになるのではと認識しております。それに対しての区の考え方は、直接、右側の見解にお示ししているとおりで。大規模敷地の開発に関連して地域に対してどのような貢献、地域課題の解決ができるかについて議論し手続きを進めているというのが大前提としてございます。その上で、商業施設や広場は、主として地域の方々の利用を想定していることを事業者を確認していると。商業施設や広場は主として地域の方々の利用——失礼しました。ここは重複しております

〈確定稿〉

が、そういったことを確認している点がございます。そのほか、交通影響や電波障害、風の影響についても、それぞれシミュレーションを行った上で、十分問題がないことについても確認が済んでいるところです。

最後に、もう一点、45ページ目、見解の1点目の部分ですが、まちづくり協議会や区議会、オープンハウス型説明会、あとは、昨年、公聴会を開催するといったことがありましたが、様々な機会を通じて、地域の意見を伺いながら、手続を進めた上での現在の案と認識しております。

以上です。

【委員】

ちょっとご答弁が正確ではないので。この44ページのような、私は頂いているので、文書を見合わせているのですけれども、このような記述は、この意見書には入っておりません。そこは、言ってしまうと、過ぎしてしまえばいいということではなくて、私としては、どこに入っていて、そしてどういうお答えをしているのかは非常に重要なことですので、それは正しく答弁していただきたいと思います。

【麹町地域まちづくり担当課長】

はい。補足させていただきます。

学校法人の方から出されたもののほか、恐らく学校に何らかの関係がある方、ゆかりのある方からのご意見も数多くあったかと認識しております。そういったものは、恐らくこちらの手元にしかないものなので、学校の関係でこういったご意見もあることをご紹介させていただいております。

【委員】

私が申し上げたのは、学校本体から出されているものについてお伝えしてほしいと本人がおっしゃっていることなので、どこどこに書かれているのか自体を、隠すことではないと思います。これに関しても、私は、法律では最低限のことを決めているから、それが法律の中で全文を見せなければならないということではないとしたとしても、それを見ないと、確からしさが確認できないと申し上げております。やはりその作業をせずに進めることは、確からしさを確認ができずに、イエス、ノーを決めればいいのかという都計審の形骸化になってしまいます。それは意見書を出された方も本意だと思いますし、この学園さんに限らず、住民もそうだと思いますし、私たちとしてもそれを重く受け止めて、しっかりと確認したいですし、それは議会として、それに関する法的見解なり、あるいは都市計画審議会として意見書をどう扱うべきなのかを、参考人なりを呼びながら、あるべきをしっかりと学んで、私が、確かに極論であってはいけないでしょうから、しっかりとそこは確認しながら、確かなものを、50年、100年続くことですので、選び取っていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それは、最初に申し上げた、本当に、ここまでもう反対という方がいない、やり方論になってきている中で、あと一歩ということだからこそ、お願いしたいと思っております。

【会長】

はい。都市計画審議会の運営上の話として申し上げますが、各意見書を全て見るというか、誰だけを大事

〈確定稿〉

にするというわけにはいかないのです、もし見るときには多分全員見なければいけないことになるのだと思いますけれども、実質的にそれは不可能、2,000通をこの皆さんが見る。したがって、要約するところについては事務局に委ねているのですが、前回ではなかったか、少し前に不手際が実際にあったわけです。数の間違いがあった。そういうことは決してあってはならないのだと、事務局としては大いに反省してほしいとあのときも申しあげましたけれど、その上で、しっかりとしたまとめをしていただきたいということで、要約を見ていただくことに関してはやむなしだと私は判断いたしますが。

そのほか、何か若干関連するご質問。

では、委員からですか。

【委員】

私が書いた町会員宛ての手紙の一部を切り取って、私が町会に賛成を強要していると非難されることは、極めて腹立たしいことです。

会長、私が町会員に送った手紙を皆さんに配付してよろしいですか。

【会長】

皆さん、よろしいですか。

※全委員了承

【会長】

はい。では、もしよろしければ、あればコピーと。

【委員】

もう用意してあります。

※追加資料配付

【委員】

会長、すみません。先ほどの女子学院、もう固有名詞は皆分かっていると思うので、女子学院やもう一つの学校の問題だと思うのですけれども、先方が出していいと言ったのなら、電話で確認していただいて、出せばいいのではないですか。こんな大議論する時間がもったいないような気がします。

【会長】

個別の方のご意見をそういうふうに取り上げて一つ一つ聞くのは、実は、実際にはなかなか不可能ですね。

〈確定稿〉

【委員】

はい。ただ、個人の意見書が出ていませんでしたか。

【会長】

ですから、お持ちであれば、むしろその中身を説明していただいたほうが話は早そうな気がするのですが。こんな内容ですというのを聞いていますよでも結構ですけど、それを説明していただいたほうが早いと思いますが。なかなか行政的に一件一件出していいですかと聞いて回る手続を取ることは非常に不可能ですので、もしそういう意見を聞いていらっしゃるというのなら、代弁というか、こんなことでしたと言っていたことが話としては早いと思います。

ちょっとそれは後にして、まず、先ほどのご意見から。

【委員】

1月6日付で町会員宛てに町会長名で出した手紙です。下のほうですけど、「本年1月5日から1月19日まで、都市計画法17条に基づく住民を対象にした意見の聴取が行われています。賛成または反対は個人個人の価値観によるものですので何とも言えませんが、反対の方は積極的に反対の意見書を出しているのが現状です。賛成の方は心の中で賛成と思っても、賛成の意見書を提出して、自分の意見を表明しない限り、再開発案を実現することはできませんので」、ここですよ、「反対の方に負けないように意見書を出していただきたい」と思います。意見書を出したとしても、個人情報により、仮に情報開示請求があったとしても、住所や氏名は黒く塗り潰されますので、個人情報が外部に漏れることはありません」。あと、下のほうですけど、「今回の意見書の提出は、今後の二番町の運命を左右する、大切な意思表示です」。

私は、二番町の町会長をしていますので、誰が賛成で誰が反対しているか、おおよそは把握しているんですけど、よく分からない不明の人もいるため、この手紙が、反対の方、反対派に渡っても、揚げ足を取られないように気をつけて書いたつもりですけど、この「反対派に負けないように」というところですかね。

今から5年前、平成31年にこの日テレ通り再開発について、町会員を対象にした勉強会を開いたことがあります。そのときは75パーセントの人が賛成でした。反対の人は、積極的に反対の意思表示をするのに対して、多くのサイレントマジョリティーの人は意思表示をしない人が多いので、啓蒙するつもりでこの手紙を出しました。

町会は、補助金をもらって、区と住民の橋渡しの役割を担っています。毎月の町会長会議では、様々な資料を区から渡されて、町会員に周知してほしいと依頼されます。区の主催の行事とか、子育て、介護、健康、防災、ごみ処理など、多岐にわたります。一方、住民からも、区政について、いろいろな意見や要望がありまして、取捨選択して、出張所を通して、区へお願いしています。

今回の再開発計画案は、区の方案ですので、それを住民に伝えた次第です。17条は、1月5日から開始でありまして、準備がちょうど年末年始に当たり、町会役員の人たちも忙しいので役員会を開かず、町会の会則にもあるとおり、町会長は町会を代表しておりますので、町会長権限でこの手紙を書きました。町会の封筒はたくさんあるので、それを使いました。別に賛成してくれと書いたつもりはありません。17条は、二番町の将来を左右する大事の意思決定、意思表示ですので、サイレントマジョリティーの人も声を上げてほ

〈確定稿〉

しいというつもりで書きました。特に問題があるとは思っておりません。

【会長】

はい。ただいま事務局から連絡というか、予定の時間を既に超えていますので、一旦、トイレ休憩を取ったほうがいいのかと。確かにそういう気もいたしますので、おおむね5分程度、皆さんの帰ってきた状況に応じてまた再開させていただきますが、一旦、トイレ休憩を取らせていただいて、リフレッシュして、最後、まとめていきたいと思います。

※休憩

※再開

【会長】

再開させていただきますが、よろしいでしょうか。

※全委員了承

【会長】

時間も既に、かなり予定の時間をオーバーしておりますので、今、これからぜひご発言したいという方、ちょっと手を挙げていただいて……

※該当者挙手

【会長】

お一人。2人、3人、4人。では……

【委員】

私、今の委員の発言に対してのことで、一言言いたい。

【会長】

では、関連で、まず最初に。

【委員】

はい。関連で。

【会長】

あと、もう一度、すみません。

〈確定稿〉

※該当者挙手

【会長】

増えてしまった。1、2、3、4。はい。
では、まず、先ほどのご発言の関連でお願いします。

【委員】

はい。先ほど、委員からのお話を頂きました。反対の方に負けないよう、意見書を出していただきたいと思います。前後の案文を読むと、このことだけを取り上げてやるものとは少し違うと、そのようにも実は私は感じたのですけれども。実は、私の手元に、学校の院長先生が「保護者の皆様」ということで、保護者の皆さん宛てに意見書提出のお願いという文書を配っていたようです。そのコピーを私は手元に今持っております。

その中には、この提案については、「慎重審議と番町地域の超高層の道を開く高さ制限60メートルを緩和することについて反対の立場を表明しています」と、これはそういうお考えを述べられているのですが、さらに、「意見は、最初に、反対であれば反対をお書きください。表明がはっきりしないと、区により判断されてしまいます」という文章になっているのです。「反対であれば反対、賛成であれば賛成」と、同じように書いていただければ、別に何も問題がないのでしょうかけれども、何か誘導するような、こういう一文になっている文書を保護者の皆さん宛てに学校の責任者の方が出されている実態があったわけです。こういうことを言い始めると、もう本当に泥沼になってしまうので、これ以上言いませんけれども、本来の趣旨というか、お伝えしたいことはそれぞれにやはりあるのだらうと思いますけれども、あまりこういうようなことが表に出るようなことがないようにしていただきたいという、私の意見でございます。

【会長】

はい。ありがとうございました。
多分、委員と関係すると思いますので、ご発言を。

【委員】

区が説明会をやらないことによって、十分にできていないことによって、確かに理解が行き届いていない。それを、個々に住民として広報したり、理解を深める活動について、とやかく言っているわけではございません。区から補助金をもらっている公共的団体がそれをやってよろしいのかという問題と、先ほどお答えいただけなかったのですけれども、旧委員長、現容疑者からの働きかけがあったか、なかったかということは非常に重要なので、そこを答えていただきたいことが1点。それから……

【委員】

全くありません。

〈確定稿〉

ごめんなさい。どうぞ。

【委員】

あと、区の3月30日付のレクペーパー。委員への、16条2項再手続への反論、都市計画審議会としてどう判断すべきかというレクペーパーになっています。2点目が、容積率と高さについてどうか。そして、3点目が審議を先延ばしにした場合、どうか。4点目が、町会長の件に関連してどうか。5点目が、守る会のチラシについてどうかと。これが、こうした紙を行政が作ったことがあったか、なかったかについては、行政からご答弁を頂きたい。

【会長】

はい。紙をご覧になっているのか、分からないけれど。
どなたかお答えになりますか。

【まちづくり担当部長】

具体的なものは確認できませんがいろいろな対応のQ&Aをつくっているのは事実です。

【会長】

よろしいでしょうか。
それでは、こちらに回ってから。

【委員】

元区議の方の件ですか。働きかけは全くないです。ここに何年間か座っていて、発言を聞いていて分かるでしょう。中途半端な発言で。

なぜかという、支持者の中に、この二番町の再開発計画に反対している人がいるのです。だから、あの人は表立って賛成できないのです。そういうわけです。ですから、関係ありません。頼りにしていたのですけれど、全く頼りにならなかった。

【会長】

はい、分かりました。
委員、お願いします。

【委員】

はい。すみません。私も、町会長のこのメモには全く異存なくて、日本は民主国家ですから、自分の立場を堂々と述べて、全く構わないと思います。先ほど委員が言ったことは別問題ではありますけれども。

それで、私は、女子学院と、もう一つの学校の意見表明があったことを重く受け止めているのです。というのは、正直言って、私も都外から丸の内に40年間通いました。だけれども、丸の内の街並みがどうか、

〈確定稿〉

全く無関心だったのです。大人でもありましたし、住んでいるわけでもない。安全も問題ない。ところが、やはり、区内であれ、区外であれ、保護者が自分の子どもを番町に通わせるときには大きな関心がある。したがって、その人たちの声を聞くというのは、非常に重要なことではないのかと私は思います。にぎやかさを求める、それから、安全を求める、静かさを求めるというのは対立するので、それは勘案すべきだと思います。

もともと今の都市マスをつくるときに、2年間ぐらいかけて、ここにいるほとんどの方が大もめにもめて、言葉を選びましたよね。そのときに、地区別方針の中で、一番町から六番町までの方針については書き出しがこうなっているのです。「中層・中高層の住居系の複合市街地及び文教地区としての番町の落ち着いたたたずまい」と書いてあるのです。ところが、前の都市マス、これと入れ替わった前の都市マスには、文教地区という言葉はなかったのです。したがって、前の文章では、「中層・中高層の住宅系の複合市街地としての番町」だったのです。それを、わざわざ文教地区を入れたのです。それぐらい学生の教育環境、安全については重きを置いたのだと、私は思っています。

したがって、署名には、誰が出したか無関係と言っていますけれども、数ではない、内容だと言っていますけれども、では、その内容を安全な番町でやってほしいというのは、30歳の男が言ってきたとしても、もう、あまり意味がないですよ。やはり10代の女の子を送り込む保護者が一番心配するわけです。したがって、誰が出したかは重要です。それは、女子学院と書かなくてもいいわけです。番町内の〇〇中学校に通わせている保護者でいいと思うのですけれども、そういう情報を保護することをあまりにもがちがちにやって、結果的に意味のない文章をつくってしまうことには、私はあまり賛成できません。もう少しオープンな議論をしてもいいのではないかと思います。

そして、最後に、これは意見です。言いたいことは、前回の外神田のときに、この都計審は8対7で割れました。私は、8対7で割れた原因は何かと、いろいろ思うのですけれども、内容はともかく、形式的には、ある方が、もしその時点で逮捕されていたら、7対7だったのです。そうでしょう。それで、そのときに欠席した方がいました。この方がどちらに投票するかによって決まってしまうのです。果たして、都計審として、そのまちな関わることについて、単純多数決で決めていいのか。普通、ビジネスの場合には、締切りがあれば、もちろん最後の最後は多数決になります。だけれども、大体、10人なら10人の取締役がいて、七、八人が賛成するだろうなと思ったときに、議長は、どうだと来るのです。すなわち、大多数の意見、大方の意見の確認のための多数決なのです。

私は、前の外神田もそうでしたし、小川町もそうだったのですけれども、8対7とか9対8とか、そんな多数決をやる前に、もう少し妥協する余地を模索するのが我々の仕事ではないのかと。逆に言うと、妥協を区役所にやらせることが我々の仕事ではないのかと思いますので、この点を、もう一度、私は区役所に確認してもらいたいと思います。

【会長】

確認というか、今のはご意見でよろしいですか。

【委員】

〈確定稿〉

意見です。はい。

【会長】

はい。

では、最後、お願いします。

【委員】

行政に少し確認したいのですが、この御三家の一つの学校のご意見は、代表名義で来ているのですよね。それか、その学生さんが書かれたものがかなりあるとかということですか。

【会長】

答えられますか。

【麹町地域まちづくり担当課長】

そうですね。学校法人名で出されたものやその関連の方、あと、先ほどお話がありましたが、呼びかけや働きかけに応じて出された方もいるのではと認識しております。

【委員】

分かりました。

子どもたちは直接こういったことは関係ないですが、例えば小川町の再開発ですとか、あとは秋葉原、外一とか、いろいろなところに子どもたちがいますから、今度こういうのができるとかという夢や希望になりますけれども、そういったことで、卒業までに新しいビルができたらいとかというような意見も聞きます。例えば、物すごく、御三家の誰々名義、代表の方の名前で来ると、看板が大きいので、そこに通われている方たちがもう全員そういう意見だと、ほとんどそういう意見だというような印象を受けがちです。もしこれは、委員がゼミをやられていて、僕がゼミ生だったら、ちょっと反対派になってしまいますよね。やはり、そういう圧というか、そういうことで、当然、指定校枠ですとか、いろいろな評定だとかということがちらついたりしてはいないかということも少し心配です。

後で切りますけれど、だけれども、いわゆる一部の意見がその全体を象徴するというか、まとまったような意見として、我々は考えてはいけないのではないかということだけは、ちょっと一言、意見として述べさせていただきます。

【会長】

はい。

最後。まだ、ありますか。では。

【委員】

〈確定稿〉

先ほど委員のご発言にあった、こういった対立構造が起きるまちづくりについての懸念について、執行機関にご答弁いただきたいと思います。

今回、委員会の中でも、これからのまちづくりの在り方について、何度も質疑させてきていただいている、今回の送り状の一番最初にあるところにも、これからのまちづくりにおいて、対立構造をまちにつくらないことを求めているのですけれども、やはり、今、この地区にとって一番問題なのは、対立構造が深まってしまったことかと思います。委員のおっしゃるように、この一、二年前までは、やはりまちの方々と話をしても、二番町のことに関わりたくない、発言したくない、自分が発言すること自体が怖いと、すごく多くの方々からお話を頂いて、それが今回の再提案に、数ではないけれども、中の意見書の賛成にもいろいろな意見が出てきたというのは、少しまちの雰囲気が変わったのかとは思っています。それが、結果として、賛成のご意見の数にもつながっているのかと思いますし、それは、この提案に対して、再提案というか、新しい提案に対しての理解が多少進んだのかと。もちろん反対のご意見もたくさんありますけれども、私自身はそう理解しています。

しかしながら、やはり、このような対立構造を生んでしまったようなまちづくりというのは、すごく問題だと思います。これについて、区はどう考え、これからどういうふうにしていくのか。それと、こういう二番町地区計画のビジョン形成みたいなものが、本当に最初から提示されず、再提案の中で、こういうまちができるのだ、こういう計画なのだと皆さんからお声を頂く中で、やはり、この地区以外のところのビジョンも、きちんと区としてビジョン形成をしながらまちづくりを考えていく必要があるのではないかと思います。この点についてどうお考えでしょうか。

【会長】

これは行政に対するご質問ですか。

【委員】

はい。

【会長】

何か関連ですか。関連ではない。

【委員】

二番町の場合、事情を説明しますと、対立構造になってしまっているのです。町会が二分されています。反対されている方は、昔から番町に住んでいて、生まれも番町、育ちも番町、お年を召した方で、どちらかというと、ノスタルジーというのですか、それをお持ちの方です。一方、賛成している人が多数ですが、それは若い人で、幼いお子さんをお持ちの方。こういう方は、広場が欲しいとか、特に、エレベーター、エスカレーターが欲しいということで、ぐっと賛成がもう増えてしまったのです。

ですから、こういった二分された構造は、もう世代間の違いですので、直らないのです。ですから、あとは、もう、時が解決するだけです。私ももうそんなに長く生きられないけれど、あと10年もすれば、そう

〈確定稿〉

いった方は多分この世からいなくなるので、賛成の方が多くなると思います。そういう状況です。

【会長】

はい、分かりました。

行政では、今のこの地域の対立構造等について、今後どう考えていくのかについて、何かお答えがあれば頂きますが。

【まちづくり担当部長】

はい。まちづくり担当部長です。

二番町に関しましては、対立構造ができてしまったのは、何だったのだといったところですけど、担当課長がご説明したように、今日の資料1-2の3ページ目の第3回の協議会で、新たな高さ制限150メートルということで、ここで、高さ論争に入ってしまった、対立構造が進んだところかと思っております。その中で、コロナ禍もありながら協議会を再開し、地域の課題等を含め検討してきて、今この高さに来ているところだと思います。

この二番町についてはどこかで白黒をつける必要があると思っています。一方で、今回は都市計画の決定という形になりますので、建物だとか広場だとか、そういったところの整備に関しましては、まだまだ今後という形になります。そういったところでは、地域の方々の意見も踏まえながら、調整していただきたいと思います。

この中で一番大事なのは、やはりエリアマネジメントのところかと。地域の課題だとかを地域の方々が検討する。そういったことによって、この二番町だけではなく、その後続く地域のまちづくりの意見交換の場だとかをつくっていく必要があるのかと。しつこいのですけれども、この二番町についてはどこかで結論をつける必要がある。そうでないと、ずっと同じ対立が続くのではないかと考えます。

【会長】

はい。

先ほど委員の手が挙がっていたので、先ほどのご質問に答える、ご意見としてご発言いただければ。

【委員】

はい。それでは、意見を申したいと思います。

私個人としては、もう一步踏み込んだ調整がされて手続に入るのかと期待していましたが、それがなかったのは大変残念だと思います。それは、しかし進んでしまっていますので、今のような再開発地区計画、あるいは総合設計もそうなのですが、こういうのをいわゆる誘導型まちづくりと称しているのです。これでは駄目だというのは規制型ですが、一定の条件を整えば、行政側と協議しながら、誘導しながら、ある着地点を求めるやり方を誘導型まちづくりと言ったりしています。そういうものの特徴は、やはり相手があって交渉することがあるので、あまり頑張ると相手が退却してしまうことも確かにあるのです。先ほど委員も言われたように、脅しということもあるのです。そんなに言われるのならもうやめてしまうというのは

〈確定稿〉

一つの脅しである可能性は私も十分高いと思いますが、ただ、逆に、本当にこれでは難しいといって撤退する可能性はないではないと。その辺をどう考えるかということで、私なども非常に悩むわけですが。

一つ、あえて提案させていただきたいのです。こういう議論は、これから長くやっても、なかなかここで収れんするのは難しく、先ほど委員が心配されたように、また、ばさっと意見が割れる結論になってしまう可能性を私はかなり強く感じます。仮に、都市計画で地区計画を決めたとしても、地区計画は枠組みです。高さは80メートル以下、容積は700パーセント以下とするという枠組みを決めていますので、実際の建物はその枠組みの中で設計が進められて着地するということです。提案としては、仮に都市計画が決まったとしても、今後の具体設計の中での調整で、皆さんの意見も踏まえて、かなりしっかりした調整をする。調整の内容についても多少コメントしてもいいかもしれませんが、そういうことをこの都計審の附帯決議でつけた上で出していくのが一つのやり方。間を取るようなやり方ですが、そういうことで、今日、附帯決議がにわかにはできそうもないので、もう一回やるしかないのではないかとというのが私の個人的な意見です。以上です。

【会長】

はい。大体、先ほど来何回か手を挙げていただきましたので、皆さんのご意見は出尽くしたように思いますが、よろしいでしょうか。

【委員】

よろしいですか。

【会長】

はい。

【委員】

それは、今の委員のご提案は、一つの箱を提示して、それを守れば適法である。ただし、その中で、もっといい案を出せとの附帯決議を出すということですね。となると、相手に対する信頼感が必要です。私は、番町が割れているのは、信頼感の欠如だと思うのです。直接法で申し上げて申し訳ないのですが、区役所に対する一定の不信感。これは例のスキャンダルとか、日テレと区役所がただで土地の貸借関係を結んでいるとか、証明されていないことも含めて、そういういろいろなことで信頼感が失われている。さらに、それが原因で日テレさんとの信頼感も薄れている。その附帯決議は何を意味するかというと、信頼関係はないけれど、俺を信用して、80メートル以下、700パーセントでやらせるよ、ということになりませんか。すなわち、我々の責任放棄になっていないのかという気がするのです。これは、構造上、この立てつけで、区議会は、地区計画の決定に対して責任を持たない。区役所は提案する。区役所はデベロッパーからの提案を基に出す。我々が決めなければいけないのです。我々が決めなければいけないときに、対立構造のある片方を信頼する前提において委任しますというのは、私はちょっとなじめない。もっと議論を尽くしてもいいのではないかと気がいたします。

〈確定稿〉

意見です。

【委員】

ここが一定の附帯決議をつければ、それは社会的にはそれなりの意味を持つと私は思うのです。ですから、それを全く無視することは多分できない。ただ、そのときに、附帯決議の書き方にもよりますが、区役所がやはり最終的には、具体的な地区計画の中でどう現物を収めていくかは、区役所の役割は決定的に重要なわけです。、その附帯決議に関して、区役所がどう対応するか。これは都計審の附帯決議に過ぎませんと言われたら同じようなことになってしまうのですけれど、我々もコミットしてつくられた附帯決議であるとなれば、それなりの意義があると私は思います。

【会長】

はい。よろしいでしょうか。

【委員】

いいですか。

【会長】

はい。どうぞ。

【委員】

もう、つい最近、我々は前例を見たのです。都市計画審議会で、先ほど言った大枠を言ったのを、すなわち、委員が今おっしゃったとおり、700パーセント以下、80メートル以下、その中できちんとつくりなさいと言ったのを、全部、フルに使っているわけです。それを区役所がやらない、または日テレがやらないという確信をどこでお持ちですか。

【委員】

確信はないのです。

【会長】

はい。区から何かご発言されますか。

【まちづくり担当部長】

はい。会長、よろしいでしょうか。

委員の言われた附帯決議ということであれば、そこは真摯に受け止めさせていただいて、どういう形か、基本的には高さの関係の話になってくるのだらうと思っております。今回のこの詳細な高さを決めるにしましては、やはり広場のつくりだとか、1～2階の商業施設、それと日本テレビ通りの街並みをどうするか。

〈確定稿〉

また、例えばランドスケープ等で、木の見え方だとか植栽の在り方だとか、そういったところがどう見えるかも含めて、低層部の詳細が決まってくる。そういったものを踏まえて、建物の高さが最終的に決まってくるのだらうと思っています。その中で、80メートルという上限を決めた中で、下げてもらふ努力を、区も積極的に日本テレビに、言い方は悪いかもしれませんが指導することは、これはそういうお約束はできるかと思っています。一方で、そうではないと、委員が言われるようなことであれば、ここはもう、この案が駄目だというような、否決していただいたほうがいいのではないかと考えております。

【会長】

はい。どうぞ。

【委員】

いろいろもう言うつもりはなかったのですけれども、やはり運用基準を読ませていただくと、基本計画がなくてはいけないと。では、この基本計画とは何かといったときに、これをどこに求めたかという、都市計画マスタープランだった。では、都市計画マスタープランはどうかといったら、どう読んでも、ここは住宅の閑静なところという話になるわけです。変えて、そしてまた、都市計画図書を変えていくのは構わないです。でも、そこについて、何が問題かという、今の議論が何で二分するかという、都市マスで議論しようとするところに問題がある。基本計画をつくるのであれば、本来であれば、ここの地区計画のこの場所について再地区するところの基本計画、せめて基本構想ぐらいを行政が整理しなくてはならないのだと常任でも言いました。つまり、戻るところがないのです。子どものためとか何々のためといって。では、そのためだったら高さはいいだろうとか、そのためだったら広場はこれぐらいにするべきだと。その戻るべき議論ができないように、そこをなぜつくらなかったのか。何でそういうようなあれだったのか。だから、普通の建築の視点から考えたら、確かに建蔽率の高い建物だったら、格好が悪いですよ。だけれども、戻るべき考えが整理されていないところに問題があると私は思うので、ここのところに、何で基本計画をこの地区に対してつくらなかったのか、そこは、もう一度、最後、それでなければ、僕は今回は継続だと思っています。

【会長】

今のはご質問ですか。

【委員】

質問です。だから、基本計画を、何でこの都市マスに求めたか。それは合法的だけれども。何でつくらなかったのか。

【会長】

基本計画とおっしゃっている意味は、個別の敷地の基本計画ということですか。

【委員】

〈確定稿〉

そういう意味です。

【麴町地域まちづくり担当課長】

はい。では、ご説明させていただきます。

基本計画、基本構想と先ほど経緯の中でご説明させていただいておりましたが、当初、素案までまとめた段階で、策定に向けて、まちづくり協議会にご提案したところ、それについてのご意見があったと。まずは、個別の計画に関して議論した上で、その後、構想をまとめるという議論があった上で現在に至っているところです。

本日の資料の中で、基本計画の内容に関してお示しさせていただきましたが、ごめんなさい、ページ番号を振っていないかもしれませんが、23ページで、二番町地区の地区計画の目標と本計画についてを記載させていただきました。今申し上げたとおり、二番町地区については基本構想がない状況でございますが、こちらにもあるとおり、地区計画が定められております。この地区で目指すべき目標も明確にここで掲げられている状況です。今回の地区計画の変更は、この目標の変更は伴うものではありません。本計画は、従来からの地区計画の目標、こちらに記載されているものを実現するためのプランであるということで、区としては計画を検討してまいりました。

【委員】

すみません。

【会長】

少し、簡単、簡潔にお願いできますか。

【委員】

簡単に。

結局、そこはもう、十分に聞いております。学経委員からも、このところについては、大方の同意が必要か否か、これは目標を変えるか、変えないか。でも、今回は、変えなくても可能ではないかとの答弁を頂いています。でも、このところについては様々な意見の違いがあるという話がありましたので、このところは、十分、我々としても検討する必要があるのではないかと。つまり、何かといたら、計画がしっかりしていない、基本計画がないからそのところに戻るところがないと思って、そこを、もう一度、お答えいただきたい。場合によっては、学経委員に教えていただければ。

【まちづくり担当部長】

すみません。区から少し補足というか。

委員の言われている基本計画というのは何なのかといったところが、今、少しあやふやなのかと。

今、画面に、再開発等促進区を定める地区計画の東京都の運用基準、この中に基本計画等の適合というのが載っているところがございます。その中の、ちょっと小さくなってしまっているのを申し訳ないのです

〈確定稿〉

けれども、2行目に都市開発方針等（特に再開発促進区への位置づけ）区市町村の都市計画に関する基本的な方針、これが都市計画マスタープランを言っているものです。その下の基本的要件の中で、「再開発等促進区を定める地区計画を策定することができる地域は、再開発等に関する基本計画等があり」と書いてあるので、これが基本計画が必要だろうと言われているのですけれども、先ほどの1番目の最後に、「（本基準において、これらを合わせて基本計画と言う）」ということなので、都市計画マスタープラン、これは基本計画にきちんと該当していますと。その中で再地区に関しては適用できずと説明させていただいているところですので、委員が言われている基本計画というのは、ここの基本計画を言ったとご理解いただきたいと思います。

【会長】

はい。簡潔にお願いします。

【委員】

結局は、確かにそうなのです。運用基準を見たときに、この都市マスなのです。でも、都市マスだけでもそれ等で、あと、これだけ二分するということが、この地区の地区計画に網がかかっているのに、なぜこのところについての基本計画なり基本構想を整理しなかったのかと、そこに問題を私は何度も投げかけている。だけれども、それは必要ないと、それはそうです。このところについては、それでもいいと書いてあるのですけれども、戻るべき、よりどころとする基本計画は、僕はそこの地区でかけるべきではないかとやっている。分かった上で聞いているつもりです。

【会長】

ご意見ということでよろしいですね。

【委員】

はい。

【会長】

はい。

まだありますか。では、どうぞ。

【委員】

意見を言わせていただきます。加島部長から、駄目なら否決してもらったほうがいいのかというような言い方がありましたけれども、それは極めて建設的でないと思っています。再開発促進区に皆が反対しているという状態ではない。バリアフリーだったら59パーセントの容積加算をいいと言っている。これは、電卓をたたく不動産に詳しい人に言わせると、350億ぐらいではないかと。事業者から聞かないと正確なところは、きちんと事業採算性というものをしっかりと受け止めながら、私たちも番町住民も、理解しよう、前へ進も

〈確定稿〉

うとしているところの、あと一步の調整力ということがなぜできないのかが理解ができないのです。

まだこの計画というのは、これをつまずくと、もう本当に大きなことになってしまうので、1年前、3月に仕切り直しをして、提案が出てきたのが7月か8月だと思います。そういう中で、90メートルでなければできないと言ったけれど、80メートルでも今できる。そのときに、70メートル、60メートルの広場もバリアフリーもということができたにもかかわらず、そのチャンスを行政は与えなかった。2,500平米以下なら認めないと行政は言うのです。この硬直化した発想を少し和らげる、行政の上を行く人が必要なのではないかと思って、すみません、憎まれ口を言っていますけれども、どうかそこの胆力を持たないと、住民が幸せに向かっていかないと考えております。よろしくお願いします。

【会長】

はい。

【委員】

会長、すみません。

【会長】

はい。簡潔にお願いします。

【委員】

先ほど対立構造という中で、広場が欲しい、エレベーター、エスカレーターのバリアフリーが欲しい、マネジメントがあったほうが良いという意見、対、その反対意見という形で、対立構造をご説明されましたけれども、そうではないのです。超高層ビルができるなら広場は要らないなどと言っているのは、愛しているにもかかわらず、おまえは嫌いと言っているのと同じで、本当は好きなのです。だから、広場が欲しくないと言っているのではなくて、広場の大きさを考えてください。そのために我慢するのは何でしょうか。エレベーター、エスカレーターはぜひつくってください。だから60数パーセントいってもいいです。エリアマネジメント、私はそのために棟をつくるという発想がよく分かりませんが、つくりたいならいいでしょう。広場が欲しい。この広場の面積を2,500平米にもするから高いビルが建つのだったら、もうちょっと我慢しましょうと言っているのが、今の反対派と一くくりする人たちの意見です。

ですから、超高層になって、あそこに住居地域が大半を占める。すなわち日テレ通りは30メートルまでが沿道商業ですから、その向こうは全部住居地区です。その住居地区を全部事実上の商業地区にしてしまうような乱暴なやり方はやめて、抑えてください。そのために地区計画を変更するのは構いません。だって、地区計画、今のままだったら488パーセントしか取れないのだから。何かをやってくれる日テレが600パーセント、650パーセント、それは譲らざるを得ないと。だけれども、高さは少し抑えてくださいと言っているのが、反対している区民の意見だと私は思っています。

したがって、60メートルだ、80メートルだ、はい、ここで決めろと言っているのは、私は行政の怠慢だと思いますし、今、加島さんが言ったとおり、日テレと同じことを言っています。だったら、このまま地

〈確定稿〉

区計画のとおりやりましょうと。そういう結論に持っていくのが都計審として果たして正しいのかと、そう思います。意見です。

【会長】

はい。よろしいでしょうか。皆さん、大体言いたいことは全てお話しになられたでしょうか。それでは、我々の意見を集約していきたいと思いますが、採決に入ってよろしいでしょうか。

※全委員異議なし

【会長】

まず、事務局から何か連絡があれば。

【景観・都市計画課長】

採決となりますと、事前に、警察署、消防署様からご連絡を頂いてございますので、この後、採決という形であれば、お預かりしている文書を私から読み上げさせていただきたいと思います。

【会長】

退室されるということですね。前にもありましたけれど。

【景観・都市計画課長】

はい。

【会長】

採決を採るということは、この案に対する諾否をここで決めるということですが、それでよろしいでしょうか。

【委員】

すみません。継続はどうするのですか。継続を諮ってから……

【会長】

もう一度申し上げますが、継続を求めるといのご意見ですか。

【委員】

はい。

【会長】

〈確定稿〉

そういう意味では、ほかにご意見はございますか。

【委員】

採決の中身はどういうことでしたか。

【会長】

今私が申し上げたのは、今回の答申に対して都市計画審議会として、イエスと言うか、ノーと言うかということについて。

【委員】

そういう採決。

【会長】

その採決を、普通はぱっと取らせていただくのですが、そういう意味で申し上げました。それに対して、今、継続審議というご意見が出てきたと。

【委員】

私は先ほどは附帯決議をつけて採決と申し上げたのです。附帯決議がにわかにはできないので、もう一回、次回までに附帯決議案をつくってやるというのが私の提案です。

【会長】

なるほど。附帯決議付きの採決、賛成という枠をつくることになるのですか。

【委員】

そうです。

【会長】

そうですね。賛成でも、そのまま賛成という方と、附帯決議を何か考えて賛成するという枠をつくって手を挙げていただくと。反対の方は反対の形になるというのが、先ほどの私が提案した、採決をしましょうかと言っているものに対して、修正のご意見として出てきた。

もう一つは、まだ時間をかけたほうがいいのではないかとのご意見が出てきているということですが、ほかの皆さんのご意見。

【委員】

この都市計画審議会というのは、区長の諮問機関として、区から出た案について審議して採決するのが仕事ですよ。去年、審議を先送りしたい委員が提案した、専門家による提案というものが出来て、学経の先生方

〈確定稿〉

がプランを、こういう方針ならいいということで千代田区に示し、それを千代田区が日テレに示して、日テレさんから案が出てきて、今回、16条、17条の手続が終わったわけです。結果も出ています。ですから、この結果をもう採決するのが我々の仕事なので、もう、すぐ、どんどん進めていいのではないかと思います。

【委員】

賛成。

【会長】

はい。手が挙がり。先ほど。

【委員】

附帯決議付きのというので確認ですけれども、今日それを決議する場合は、案としては可決しつつ、附帯、何を条件につけるかを次回に回すという意味なのでしょうか。それとも、継続審議のような形で、要は継続審議の範疇で、継続審議をして前向きの議論を次回行うという意味合いでご提案されたのか、確認させてください。

【委員】

はい。私の提案は、ここで今日決するのではなくて、時間をずっと延ばしてもまずいから、やはり次回は決すると。その次回に附帯決議案も同時に用意して、イエスカノーかをやっていただくというのが私の提案です。

【委員】

それでしたら、継続を求めるといふ委員と同じ種類の意見。

【会長】

少し違うのは、次回には決めましょう、イエス・オア・ノーは決めましょうと。その回をさらに延ばすのではないということです。次回は必ず採決する。

【委員】

次回に必ず採決することをなぜ決めるのですか。

【会長】

というようなご意見だったと。

【委員】

〈確定稿〉

附帯決議がきちんとできれば。

【委員】

できれば。いや、それは分からないでしょう。

【委員】

はい。もちろん分かりません。

【委員】

今回、今日採決してもいいですよ。だけれども、次回にしなければいけないという理由もないですよ。

【委員】

いや、今、附帯決議の案がないではないですか。

【委員】

ないですよ。まだお化けです。

【委員】

だから、こういう内容の附帯決議をつけた上で、いかがですかとならないと、皆さんも、イエス、ノーも出てこないの。

【委員】

はい。お化けにイエスとは言えませんから。

【委員】

はい。だから、附帯決議案が整ったところで決を採ると言っています。

【会長】

はい。よろしいですか。そういうご意見だということです。

先ほどは、もう採ったほうがいいというご意見が出たと。

【委員】

では、委員の案は、今の区役所提案はそのまま、附帯決議だけが付け加わる案に、賛成、反対を言いなさいということですね。

【委員】

〈確定稿〉

端的にはそうです。地区計画の案はそれとして、その中のこれは枠だから、枠を具体化する段階での調整の方向について枠をはめていこうということです。

【委員】

そうすると、結果的に4択あるわけですね。4択。
ごめんなさい。継続を求めるといふ委員の意見も含めると。

【会長】

そういう意味ですか。先ほどのご意見は。

【委員】

継続ということですが、附帯の内容によっては、こういう内容にしますということであれば、十分審議されるということであれば、内容的には、私は。今日は決めるわけではなくて、附帯の内容を整理した上で、それで賛否を次回までにもう一度決めるということであれば、そこの中での十分な時間が。次回がいつだったか、僕はちょっとよく分からない、忘れてしまったのですが、まとめられるのかが問題だと思います。もし附帯ということ、附帯は、はっきり言って本当に効力がないのですけれども、そのところでやることは意味がある。

あと、私から言うと、うちの常任に請願がここにかかっていますから。そうすると、附帯の整理と同時並行で、横にらみしながら整理ができるので、附帯で今日は決めないということであれば、私は今日は附帯を整理することについては賛成します。それであれば、今回の継続は避けます。

【委員】

私は委員と全く同じ意見です。このいろいろとる議論をしてきたこの経緯・経過、先ほども意見として述べましたけれども、スタートとした3月30日に、この都計審の中で新たに専門家委員の皆様方で小委員会をつくって、それでご提案を頂こうということで、その流れの中で議論してきたと思います。今日も同じようにずっと議論してきてございますので、今日、現行案に対して採決する必要があるのではないかと私は思います。

【会長】

はい。

【委員】

はい。お二人の意見と全く同感で、いたずらに延ばす必要がどこにあるのか。

外一の時もそうでしたけれども、やはり我々はこの案件に関して物すごく勉強して、いろいろなアイデアですとか、意見とか、そういったことを審議してきたと思います。もちろん100人が100人、同じ意見でまとまることは絶対ないと思うのですけれども、そのつける附帯案の内容というのは、例えば、先へ進

〈確定稿〉

めて、エリアマネジメント団体と町会、あるいはいろいろな団体が協議して、まち並みを具体的にこういうことをやっていきたいとか、こういうふうな望みがあるとかということで話し合っただけで進めていくべきであって、やはり開発——開発というのか、その言葉はあれですけども、やはり止めてはいけないことだと思います。やはり一つの答えは出すべきで、そのための1年間だったと認識しています。

以上です。

【会長】

はい。

【委員】

日テレの事業者のビルを建てることについて反対している人は誰もいないと。これは、つまり、もうこのまま行くか、もっと調整するか。もっと調整する仕方として、地区計画という都市計画そのものをいじっていくのか、それとも附帯決議でやっていくのかの第三の提案が出たわけですけども、私が終始申し上げているのは意見書のところです。やはり意見書の内容をもっとしっかりと、どういう属性の人がどういう内容を言っているのかを読み込まないことには、この真意を推しはかることができないのが現実です。

情報公開すると、1か月ぐらいかかるのです。これについては、今、公開性、透明性は非常に重要なことなので、ここの審議会が決めれば済むことなので、見たいというものまで見せないのは、できればお取り計らいを頂きたい。

それからもう一点が、学識者の中でも、ご苦労いただいて協議いただいた、その3回の会議体、そこが知恵の宝庫だろうと思っているので、その議事録等についても公開していただきたい。そうした期間として考えて、まず、次は3月26日を予定していたと思うのですけれども、そこでただただ決めることになると、結構、賛否えいやとなってしまうので、そうではなくて、しっかりと内容調整を行う余地を残して継続していただきたいとお願いしたいと思います。

【委員】

よろしいですか。

【会長】

はい。

【委員】

私は今少し考えましたけれど、確かに区役所に日テレときちんと交渉する気がないのであれば、変わらないのだろうと思いました。附帯決議に拘束力がないのであれば、拘束力のないことを幾ら議論してもしょうがない。私は、残念ですけども、もしそれで多数決で今日決めるのだというのであれば、もうしょうがない。私は都計審委員の今までの議論で、良心に基づいてそれぞれが手を挙げていただくしかないだろうと思いました。委員には申し訳ないけれども、そうではないですか。これ以上議論しても、確かに、肝心の区役

〈確定稿〉

所がもうやりませんと言われたら、しょうがないと私は思います。拘束力のない附帯決議を彼らに託してもしょうがないと思いました。

【会長】

はい。採決を採るべきかどうかについて、ご意見が二つです。今ここで採決しようという方と、それから延ばそうという方と、延ばすについても次回は決めたいという方もいらっしゃいました。

では、これも前回と同じように採りますか。延ばすべきか、採るべきか。あるいは、もうそれは同じ結論だとすれば、一気に採ってしまっというのも。

【委員】

附帯決議をつけるかつかないかだけ、1回、手を挙げてもらったほうがいいのではないですか。

【会長】

附帯決議をつけるためには、今の都市計画案に賛成を頂かないといけませんよね。そこがまず決まらないと、附帯決議の話。

【委員】

ですから、そうすると、三つになってしまうか。

【会長】

はい。そうになってしまうのです。

【委員】

案そのものに反対の人と、附帯決議をつければいいという人と、もうこのまま。

【会長】

このまま取りあえずスタートしよう。先ほどお話ししたのはその3択だったのですけれど、今回は、もう一度審議する、延ばしたいという方と、それから、今回ここで全部、都市計画としては決めてしまおう。それから、都市計画としては決めるけれども附帯決議を考えるとということで、引き続き日テレさんと区の調整をぜひ頑張ってくださいという意味でのメッセージをつけると。今、その3択が出ているような気がしますが。

【委員】

すみません。附帯決議をつけて否決するというのはいないですよね。

【会長】

〈確定稿〉

ないです。

【委員】

ですから、附帯決議をつけて賛成する、と。まずは、賛成するかどうか、まず最初に意見を聞いていた
だいて。

【委員】

それはおかしい。それはおかしい。

【委員】

いやいや、そうでないと……

【委員】

附帯決議付きの賛成と、ただの賛成と、全く意味が違うのですから。

【会長】

あくまでも附帯決議の場合は、賛成という前提の下でのお話になっていますから、そこはおっしゃるとお
りで、賛成の中で附帯決議をつけて出したいということと、取りあえず今のままでオーケーですというご判
断をする方と、それから、反対です、あるいは延ばしたいという方がいらっしゃると。

【委員】

すみません。私は、今、委員のお話の中で、附帯決議をする、僕はそれでいいです。それで、次回まで決
める。だけれど、今日の賛否は、その附帯の内容をもって賛否を決めるから、私は委員がもう一つ言った、
附帯の内容を明らかにしてもらわないと賛否はできないと思っているので、そちらに私は今。その代わり、
次回には決めるということです。単純に継続ではないということです。

【会長】

そうすると、失礼、ちょっと混乱しますけれど、まず、都市計画としての案に基本的に賛成であるという
お立場の方と、それは反対である、もしくは、もう少し審議をしたほうがいいというお考えの方がいらっ
しゃる。ただし、賛成だけれども、賛成するについてはこういう附帯条件を付して賛成したいという方がい
らっしゃる。それから、ノーの場合には、附帯条件のありなしではなくて、ノーではないのですか。

【委員】

私は附帯条件の、だから、すみません、中身のところで、例えば今80メートル以下と言いながらも、こ
ういう努力はせよと、例えば広場についての最大限の努力をせよと、例えば附帯決議の中で広場のことを
やった場合については、やるかやらないかは別にしながらも、その文面によって賛否のマル・バツをつける

〈確定稿〉

と私は言いたいのです。そういう整理がされていないから、私は違うのではないかということ。いや、僕はそう。今の、それ以上、それ以下でもない。

【会長】

都市計画の枠を認めるか認めないかではなくて、その努力するかしないかによって都市計画の枠がいいかどうかが決まるということ。そういう判断をしたいということですか。

【委員】

そうです。私はそういう判断をしたいと。

【会長】

少し混乱しますけれど。

【委員】

そもそも去年の3月に区のやり方の不手際とかがあって、一旦、専門者会議に預けたわけです。それで、いろいろなご意見があるのは、委員からも聞いて分かりました。だけれども、一つの形として提示されたものがあると。それに対して、5月、7月ぐらいからまた審議がいろいろなところで、その他のところで進んできましたよね。

今回は、要するに2,500平米、80メートルということで、これに対して賛成かどうかで来ているわけです。そこに附帯決議をつけて、例えば努力すべきという、その努力すべきの、では、そこを、何メートルだったらまたゴーサインが出るのですかと、もういたずらに審議を延ばすだけと思います。また同じことが延々と繰り返されるのではないかと。だから、それは、やはり、今日、附帯決議をつけてではなくて、やはり審議をもう決めるべきだと考えます。

【委員】

今の意見は意見としまして、選択肢は三つ、確かに先ほど会長が言われたように、今の案で賛成、今の案で反対、要するに延ばすということも含めて反対と、真ん中の案が言わば附帯決議をつけた上で決めるのが真ん中の案だと思うのです。その場合、今日それが多数になったとしても、今日決定したことには私はならないと思うのです。要するに附帯決議を議論して、次回がいつになるかは分かりませんが、次回の議論で附帯決議がフィックスするかご破算になるかで、ご破算になったときは、そこでもう一回イエスかノーかでやるしかないと思うのですが、ご破算にならずにそこでフィックスできれば、次回が決定ということになるというのが私の理解です。

【会長】

附帯決議の中身が見えないと、そうすると、皆さん判断できないですね。

〈確定稿〉

【委員】

中身を議論するテーブルに……

【会長】

中身が見えないと、しかしイエス・オア・ノーが決まらないから。いや、先ほど最初におっしゃった都市計画の案としては、一旦これは認めた上で。

【委員】

いや、ですから、理解はするけれど、今日決定ではないということです。決定してはまずいではないですか。今の案を前提にした附帯決議を議論しようというテーブルをつくろうということですから。

【会長】

ただ、それは、前提としては賛成多数の場合の選択肢ですよ。

【委員】

そう。それは賛成の場合。

【委員】

すみません。その附帯決議とかはなしに、取りあえずもう賛成という方が過半数だったら、その議論はないかと思うのですが。

【委員】

もちろん。

【会長】

そうですね。おっしゃるとおりです。

【委員】

もしそれで違っていたら次をどうするかが。すみませんが、時間もあれなので。

【会長】

すみません。ありがとうございます。

今、要するに、どちらにしても、一旦はフレームを決めようということについて、賛成だ、賛成でない、その二つの選択肢があって、その中でさらに、賛成だけでもこの部分についてはさらに努力を求めようということの附帯決議については、つけるべきか、つけないべきかを、再度、もし賛成が多い場合にはやらせていただくという2段階の採決をします。この点はそういうことですね。

〈確定稿〉

いかがでしょうか。よろしいでしょうか。違っていませんか。

【委員】

賛成にして、附帯決議で決めればいいのではないですか。

【委員】

ということですね。

【委員】

附帯決議を見なければ賛成とは言えないという方は取りあえず反対にさせていただいて、でも、それでも今日でご破算ではないですと。何かもう、それしかないかと今思ったのですけれど。

【会長】

難しいですね。

【まちづくり担当部長】

会長、区役所からよろしいでしょうか。

【会長】

どうぞ。

【まちづくり担当部長】

過去の都市計画審議会の中でも附帯決議とついたものがあります。それは、マルかバツかということで、マルを得た後、附帯決議をつけましょうといったのが今までのところだと思います。これがバツになれば、もうその時点で附帯決議も何もないわけですから、先ほど委員が言われたようなところだと思います。逆に、今、附帯決議というものが、賛成を頂いた場合に附帯決議をつけましょうとなった場合には、その附帯決議につきましては、過去の例で言うと、専門家の方々に議論していただいて、こういう附帯決議をつけましょうといったのを、後々、各委員さんにご報告すると。例えば今回であれば、今日マルを頂けたとして、では附帯決議をつけましょうと。その附帯決議については次回の都市計画審議会にご報告していただいて、議論していただくというのもありかと。

今日せつかく20名全員の方がそろっていらっしゃいますので、ここでやはり採決していただくのが、区としては一番いいのではないかと。次回、皆さんがそろわれるかどうかもございますので、20名そろっている中で採決していただくのが、私どもとしてはよろしいのではないかと思います。

【会長】

はい。区の行政側からの——どうぞ。

〈確定稿〉

【委員】

すごく難しく理解がなかなか及ばないのですが、質問があるのです。この意見書28ページのところで、番町プラス麹町34で、大体、今、55パーセント対44、これを信頼するとすれば、ある意味拮抗している状況で、誰かがおっしゃったように、例えば9:1とか8:2とかであれば収れんする感じですが、これはまだ拮抗していると私などは見るわけです。もちろん地区外の人意見も大事ですが、今般17条で特に大事だと思うのは、やはり周辺の人たち。それから何よりも、請願があるのと、この九つについて、委員会でまだ何かこの後、話をするとやっている状況、プラスそもそもその意見書に疑義があると、前回言われている数の問題ではないのです。数の数え方ではなくて、きっと箱の中の集計とかに疑義があるから調査したいという話もあり、今回も、ではどうなのかという不確定要因がまだまだある。それから拮抗している状態で採決するというのは、普通というか、一般的なことでしょうか。

【会長】

はい。都市計画審議会としては、最後は責任を持って答えなければいけないので、どこかでは採決をやらせていただく。ずっと無責任に延ばして結論を長引かせるのは、本来の役割ではないと思います。一定の方向は出さざるを得ない。

【委員】

ですので、無責任な先延ばしはもちろんよくないと思うのです。ただ、今日の段階で、この請願が残っているというのと、この九つがあるというのと、疑義があるという、これは、無制限に無責任に延ばすわけではなくて、これが解決されればいつでもできると思うのですけれど、あと拮抗している、この数字を信じるならば、45対55というのは制約条件にはならないという理解でよろしいですか。

【会長】

はい。制約条件には多分ならないと思います。

もう一度お尋ねしますが、今回——手が挙がりましたか。挙がっていましたか。失礼。ごめんなさい。

【委員】

今、賛否を採るといったときに、どの段階で、では、全面的には賛成ではないけれど附帯意見付きなら賛成だという意味表明をできる機会が与えられるのかがよく分からなかったのですが、どういう手順になるのでしょうか。

【会長】

はい。今までの議論の中の整理でいけば、まず賛成か反対かについて一旦採らせていただいて、賛成のときにそういう方が多かった場合には、賛成について附帯決議をつけたいというご提案があったわけですから、つけるかつかないかについて、もう一度お諮りする。では、附帯決議の中身は何かという話に関しては、要

〈確定稿〉

はここですぐに決まるわけではないから、先ほどご提案があったのは、次回までにその整理をしてはどうかということです。区からも、先ほどの説明は、素案を誰かがつくって各委員に見ていただいたものを、次回この場で議論して、最終的には附帯決議としてつけるという選択肢になると。そんなステップだと思います。

【委員】

すみません。もしそうであれば、その附帯決議というのは、住民の話もよく聞いてきちんとしたものになさいという、非常に漠としたものであっても通ってしまうということですか。

【会長】

それは皆さんがどう附帯決議をつくるかによるのですけれど。

【委員】

そうすると、そういういいかげんな附帯決議だったら否決する手段がないと、意味がないですね。

【会長】

はい。最初に、ですからその附帯決議が信用できないということであれば、反対かも分かりません。

【委員】

ごめんなさい。今、賛成か反対かを決めるのですよね。それで、その賛成の中に、附帯決議をする人も入ってしまうわけです。

【会長】

はい。そうですが……

【委員】

そして、その附帯決議がいいかげんなものでも、先ほど加島さんが言ったとおり、拘束力はないのだから、そのまま行ってしまうということですか。

【会長】

恐らく附帯決議について区が責任を持ってやることが信用できなくなれば、その附帯決議をつけることによって賛成するという選択肢は多分ないのだと思います。つまり、最初から反対だということだと思います。

【委員】

少しいいですか。今、賛成か反対かだけを採ると、附帯決議を前提にした人は手を挙げにくいのです。だから、やはり3択で行くしかないのではないですか。

〈確定稿〉

【委員】

僕も同感です。

【会長】

そうですか。

【委員】

はい。だから、この反対と、附帯決議案可決見込みの審議延長と、今の時点で賛成の、3択かと思いました。

【会長】

もう一度、ごめんなさい。新しい選択肢で。

【委員】

反対と、二つ目の選択肢は、審議を延長する。ただし、その先には附帯決議案付きの可決を近々するという条件付き。それから賛成。

【会長】

2番目の選択肢を選ぶ人は難しい。

【まちづくり担当部長】

会長、すみません。

採決に関しましては、議決は過半数という形になりますので、3択はあまり考えられないかと思います。

【会長】

そういうことですか。

【委員】

やってみる価値はあるのではないのかと。

【委員】

やってみる価値はあります。

【委員】

それが駄目だったら、またそこで考えればいい。

〈確定稿〉

【会長】

今のお話で、賛成か反対かという中に、賛成だけれども附帯決議をということであれば、その2択にはなりますよね。賛成か反対かという2択にはなる。ただ、皆さんご心配なのは、附帯決議があまりにも無視されたり、あまりにも意味がないものになったときに、それでもこの枠をつくってしまったことはよかったのかという心配がきっとあるのではないかと思います。

【委員】

いや、今の段階でイエスかノーかと言われたら、附帯決議が前提だと思っている人は、イエスに手が挙がらないです。

【会長】

はい、それは分かりました。

【委員】

だから、3択に差し当たりしてもらって。

【会長】

3択。先ほどの話で。

【委員】

でも、それは基本的に今日決めないということと同じ意味になりませんか。

【委員】

やってみなくては分からないではありませんか。

【委員】

それをしても、賛成という人が増える。多い。また、反対が多い、ということを見ましょうということですか。

【まちづくり担当部長】

すみません。先ほど、すみません、過半数とお話ししたのですけれども、この場で決めればいいことですので、その3択をしたときに、一番多い案を採るということだとかを決めておかないと、多分決まらないのではないかと。

バツが一番多かつたらもうバツになるのだろうと思いますけれども。そこをきちんと決めておかないと、あやふやになってしまう可能性があるので、そこはしっかり決めていただいたほうがよろしいかと思います。

〈確定稿〉

【会長】

はい。

【委員】

質問をいいですか。ということは、加島部長が表明しているわけですよね。これ以上日テレとはネゴするつもりはないと。したがって、附帯決議をつけ……

※発言する者多数あり

【委員】

いや、そうではないですか。

【会長】

そうではないと。そうではないと思います。

【まちづくり担当部長】

そういうことではなくて、今回我々はこの案を出しています。それを採決、マルかバツかということですよ。この案を出しているわけですから、それがどうですかと問うているわけですから、もしそれがバツになった場合に、その後、事業者さんがどう考えるかはあるとは思いますが、我々が決めることではないと思いますので。ただ、この案、80メートルの案は駄目だということであれば、この案はもうないということなので、そこはそういった形でご理解いただいたほうがいいかと思います。

【委員】

僕が附帯決議に不信感を持っているのは、附帯決議をつけたのは小川町でしたか。あれはどんな附帯決議がついて、どんな結果になったのですか。僕は附帯決議が実現した例を知らないの、あまり附帯決議について……

【まちづくり担当部長】

小川町は、採決後、区民の方々に丁寧に説明しながら進めていってくださいということで、今も丁寧に事業者はやっているところでございます。

【会長】

もう一回だけ整理します。皆さんのお話を伺っていると——手が挙がっている。失礼。

【委員】

〈確定稿〉

今、80メートルかという、そこだけを取り上げられたのですが、条件はいろいろありました。例えば私は今、個人的には、現段階では、高さの制限に比較して、容積の議論が足りなかったと思っているのです。それは、つまり広場を、2,500平米なのか2,000平米なのかの話もあるかもしれない。2,500平米が、例えば防災上は余地はあるかもしれないけれど、日常的に使うのに、きちんと適した空間環境を確保できた2,500平米なのかは、実は高さだけではなくて容積との条件でも十分変わるはずだということスルーされているのが、質として、ちょっと議論が足りないのではないかと。だから、先に表明していいのかそういうのはよく分からないのですが、そういう意味で言うと、私は今の案に対しては反対だと思っているのです。でも、それは80メートルを許容するかどうかだけと言われたら、少し乱暴過ぎて、そう議論を一くくりにされていくと。

【会長】

今のは、たまたまそうおっしゃっただけで、案としては全体の案なので。

【委員】

はい。だからその、まとめはやめてほしいと思うのですけれど。

【会長】

説明の仕方がちょっと片手落ちだったという感じだと思いますけれども、もう大体よろしいですか。もう一度、皆様のご意見を整理したいと思います。反対の方は当然いらっしゃるので、反対のご意見がある。それから、今の枠組みを尊重して進めればいいのではないかと賛成の方がいらっしゃる。賛成なんだけど、附帯条件をつけてやらなければ賛成にはなかなかいかないけれど、基本的な枠組みについては賛同している方がいらっしゃるのではないかと。その3択をして、賛成か反対かについては一旦は分かりますので、全体としての議決は、賛成か反対かが決まる。その上で、賛成だけれども附帯決議をつけるべきだとお考えの方が多い場合には、附帯決議の内容について次回までに素案を考えてみて、皆さんにまたご意見を頂く。附帯決議をつけるけれども、これはやはり信用できないという方は、多分賛成できないというところに入れていただくしかないのだろうと思います。

【委員】

附帯決議は要らないと思います。もう、80メートル、2,500平米、700パーセントで、これでどうですかと。バリアフリーとかいろいろなものも提示して、それでやってくださいと話を続けてきているわけですから、例えばこれが、では79メートルだったらいいとか、75メートルだったらいいとかという話ではない。600パーセントだったらいいとかという話ではなくて、これで、例えば2,500平米で広場どうのこうのという話なので、附帯決議がつくとかの話は、エリマネの団体ができて、そこで、こういうものにしていきましょうとかというような話をするべき問題で。

【会長】

〈確定稿〉

私は、ですから、賛成に手を挙げていただければいいと思います。

【委員】

はい。だから、3択というのはいないです。

【会長】

3択にさせていただきたいという方も、実は先ほど来出ているわけです。ですから、それぞれがどこを選ぶか、3択でも、都市計画のフレームは賛成だけでも、今後、建築計画等のディテールについて、より詳しい協議を重ねて、なるべく皆さんの不安を減らすような努力をしてくださいますところについて、そういうことを継続的にやっていただけるのでしょうかということ前提にしながら、大枠については賛成される立場を取りたいという方が今いらっしゃるということです。ですから、もし条件なしで賛成だという方は、条件なしの賛成に手を挙げていただければいいかと。

【景観・都市計画課長】

すみません。会長、よろしいでしょうか。事務局でございます。

では、すみません、今までのご議論を踏まえての形になるかはちょっとあれですけれども、この条例の中の第6条の3をご覧になっていただきますと、過半数をもって決するとなります。3択の場合でございますが、その3択の一つの案に過半数がまず行くかどうか、ここが一つあるかと思えます。もしそこが……

【会長】

失礼。私が先ほど言ったのは、賛成と反対で過半数をはっきりするという前提に立っています。ですから、その3択でどれが選ばれたかは、その後の話だというのが先ほど私が提案した案。最初に3択で手を挙げていただきますけれど、その3択の条件付きの賛成は賛成なので、大枠はこれでいいという方なので、ノーか、もう無条件賛成か、先ほどの今後の継続的な努力を附帯決議にして、それならば賛成しましょうという方が、実際に意見表明の中で出てきている。でも、大枠は賛成であれば、全体の過半数は賛成と反対で、数で分けるということになります。そういう説明をしたつもりなのですが、分かりましたか。

【委員】

すみません。もう分かりました。では、例えば附帯を見て賛否を決めたいという人は、今回は反対で出せばいいということですか。

【会長】

多分そうなるのだと思います。

【委員】

そういうことですか。

〈確定稿〉

【景観・都市計画課長】

会長、すみません、差し出がましく恐縮ですが……

【会長】

多分賛成——信用できないとか……

【委員】

いや、信用できないとかなんとかではなくて、結局はその内容を見なければ、この賛否、先ほどのいろいろと容積と広場のことはもう少し熟度を上げる必要があるのではないかと学経の先生たちの話も頂いているから、それを見て、こういうところに留意してこれについては賛成するとかというのが、私としてはあるだろうと思いました。それを見て賛否はやるけれども、その方は、取りあえず今の会長の話だと、まず賛成か反対かを決めて、もしそういう附帯の人は反対に回ってくれと、こういうことでよろしいですか。

【会長】

先ほど説明したのは——何か手が挙がっている。

【景観・都市計画課長】

会長、度々申し訳ございません。

初めに3択するかどうかのご判断があって、その後は、ここの3択の場合ですと、特にこの審議ではないので、方法論かと考えたところでございますが。

【委員】

会長の案でいいと思います。最初に賛否を取って、あと、賛成の人が多かったら附帯決議をつけるかどうか決めればいいと思います。

【会長】

すみません。先ほど事務局が言ったことがよく聞き取れなかったのですが、何とおっしゃったのですか。

【景観・都市計画課長】

今、3択にするかどうかの議論がありましたので、3択にするかどうかの、この決があるかないかが、今、議論だったかと。

【会長】

ちょっと、おっしゃった意味が分かりかねるのですが。

〈確定稿〉

【委員】

3 択にするのかどうかを決を採れと言ったのでしょうか。3 択か、2 択かの。

【会長】

そういう意味ですか。今ここで、要するに3 択にするのか2 択にするのかを、まず皆さんに諮って見たらどうかと、そういうことですか。基本的に意見が割れていますから。ですから、3 択にするのか2 択にするのかについてまずは諮ってみて、その上で、3 択がもし選ばれば、3 択の決議をきちんと採ってみる。2 択だったら2 択の決議。そういう意味ですか。

【景観・都市計画課長】

会長、しかしながら、すみません。先のことで恐縮でございますけれども、3 択になった場合であっても過半数で決するような形になりますので、その先、上位二つで、さらにまた決戦するのかとか、そういった話にもなりかねないので。

【委員】

ちょっといいですか。いや、要するに都市計画決定の賛否は過半だけれども、この議事運営の方法を言っているのですよね。3 択で議論して、例えば真ん中の附帯決議付きになったというのは、それは決したのではなくて、ここのルールとしてそういうことにしたと理解すれば、多数でいいのではないのですか。

【委員】

ちょっとトイレ休憩をして、整理をしていただいたほうがよろしいかと。

【委員】

もうトイレ休憩なしで、本当に終わっていただかないと、ちょっと、はい。午後5時までの予定ですので。

【会長】

そうですね。大変失礼しました。

議論が白熱していますが、では、もう一度申し上げます。今の議論は、3 択で決議を採るか、2 択で決議を採るかを、手続の議論として、この都市計画審議会の手続を諮るための手続、それをここで1 回やった上で、3 択になるか2 択になるかを決めた段階で、もう一度、今度は本当の審議として手を挙げていただくと、そういう手順がいいのではないかというお話ですね。それでよろしい……

【委員】

そうしますと、先ほど委員が言われた、まだ判断するには未熟であるという意見は諮れない。つまり、継続、ここで判断すべきか、採決すべきかについて、皆さんどう思いますかということについては諮られないことになるのですか。

〈確定稿〉

【委員】

そういうことになります。

【委員】

そこはやっていただきたいです。まず、そこをやっていただきたい。日程をこなすための審議会ではないのですから。

【会長】

はい。まず、そうすると、今のような、3択、2択の前に、今のは、そもそものこと、今回ここでそういう採択をするかしないかについて決を採っていただきたいということですね。

【委員】

はい。

【会長】

それはよろしいですか。

【委員】

いや、都市計画審議会というのは、出た案の賛否を採る、最後は賛否を採るところです。だから、それをやるのが職務です。

【委員】

今日が最後かどうかはここが決めるのです。

【委員】

そうなのですか。では、この案は駄目だ。否決だ。

【会長】

すみません、もう時間がかなり押してしまして。

それでは、私の提案として、最初に今回採決をするかしないかについてお諮りしたいと思います。ただし、私自身は採決を今回しないとしたとしても、次回には採決するということをある程度考えておかなければ、ずるずるただ延びるだけなので、責任が負えないと、こう考えます。したがって、そういうことを加味していただいて、今回ここで採決すべきか否かについて、まず皆さんのご判断を頂き、その上で、もし採決すべきだとなった場合には、3択でやるべきか2択でやるかについて決めていただき、その上で最終的に判断していただく手順で行きたいと思います。よろしいでしょうか。

〈確定稿〉

※全委員了承

※発言する者あり

【会長】

何かありますか。いいですか。

それでは……

【景観・都市計画課長】

すみません。それでは、警察、消防さんから頂いています文章を読み上げさせていただきます。では、すみません、ちょっともう、お時間もあるので。

【会長】

そうですか。お二人が。

【景観・都市計画課長】

棄権されるということですので、退席をお願いいたします。

【会長】

はい。お二人が棄権ですね。

※関係行政機関等委員退室

【会長】

はい。それでは、皆さんの意思を確認させていただきます。今日ここで採決をするという方は手を挙げていただきたいと思います。

※該当者挙手

【会長】

10名。

では、今日ここで採決はしないほうがいいというお考えの方。

※該当者挙手

【会長】

〈確定稿〉

5、10と——5か。手が挙がっていましたか。失礼。入れていなかった。1。6、数が合わない。先ほど10ではなかったのか。手を挙げていない方はいらっしゃいますか。ちょっと失礼。私が数え間違っているか。18、いらっしゃるはずなのです。

もう一度、今日採決を採るべきと思う方は、もう一回、すみません、手を挙げてください。今日採決したほうがいい方。

※該当者挙手

【会長】

11。先ほどの今日は採決しないほうがいいという方が5人。合計が16。違う。

【委員】

6でしたよ。

【会長】

6。採決しない方が6でしたか。採決をしない方が6ですね。6人と11人で17。私とお二人が外れていますから合計20で、数としては成立しているということで、採決することにしたいと思います。

採決するに際して、2択でやるか3択でやるか、これも二つの選択肢にしたいと思います。

2択でやるほうを選ぶ方は手を挙げていただきたい。

※該当者挙手

【会長】

6人。

3択がいいという方。

※該当者挙手

【会長】

11。合っているのか。合っている。3択が多いので、3択でやらせていただきます。反対であるお立場の方、それから今の案のままの都市計画でいい、このままでいいという賛成の方、それから附帯条件をつけた上で賛成の立場を取りますという方です。

【委員】

3択目、それに手を挙げた場合には、骨格としての700パーセント、2,500平米、80メートル、これが決まるということですね。

〈確定稿〉

【会長】

そうです。

よろしいですか。もう一度、三つの案を。反対である。このまま賛成である。附帯条件をつけて賛成である。その3択で手を挙げましょうということになりました。

【景観・都市計画課長】

会長、すみません。

その3択の際ですけれども、議事となりますので、今度の場合は過半で決するとなろうかと考えます。です、三つのうち、いずれかが過半に行かなかった場合、そのときの対応も含めてお話し合いが必要かと。

【会長】

はい。私の提案は、先ほど言ったとおりです。まず、賛成か反対かで過半が決まりますと。賛成の中で、条件付きか条件付きでないかというので、さらに決まる。そういうのでいかがでしょうかということですが。

【委員】

それが3択の意味ですね。

【会長】

3択の意味です。

【委員】

会長、1点だけ確認したいのですけれども、もしこの附帯となった場合に、次回の審議会で決を採るなり、決定することになる、そのスケジュール感だけ、どうお考えなのかを。

【会長】

先ほど来の議論であれば、ここで一旦は賛成、反対が決まりますから、附帯決議の文章について、その間、これから一月間かけて案をつくって、なるべく早めに皆さんに見ていただいたものを、最後は次回の都市計画審議会で議論していただいて、それを最終的には附帯決議とする、そういう手順になろうかと思えます。

【委員】

すみません。附帯決議が決まらなかった場合はどうするのですか。

【会長】

決める努力をするしかないと思いますけれど。案が決まるかですか。

〈確定稿〉

【委員】

その段階でもう一回、決を採ることになるのではないですか。

【委員】

ここまで細かく決めるのであれば決めておかないと、彼があんなに心配しているのなら。そうですね。決まらないことを心配しているのだと思います。

【まちづくり担当部長】

会長、よろしいでしょうか。先ほど会長が言われたとおり、まずは賛成か反対。賛成が多くなったら、その賛成の中で附帯決議をつけるかつけないかだと思います。それで、附帯決議をつけましょうという話になったらば……

【委員】

それでは駄目ですね。それは駄目でしょう。

【まちづくり担当部長】

そうですね。附帯決議がついた形になると、次回の都市計画審議会のときにその附帯決議を決めていただくことになるのかと思いますので、そのときにまたいろいろ意見はあるのかとは思っています。

【会長】

今、附帯決議について、決まらなかったときのご心配を頂いていますが、実際にどう書くかに関して、今ここで皆さんとさらに議論を重ねるほどの時間は今日はないと思いますし、恐らく多くの方の意見を丸め込むような形でしか、最終的には多分書けないだろうと思います。皆さんのご意向をなるべく入れ込んだような形でしか文章化できないと私は思います。そういうことで何とかまとめていくということで、次回にその案をお諮りするということかと思っています。

【委員】

すみません。継続に手を挙げてしまったのです。論理的に言うと、今度は継続だと言っておきながら、例えば、先ほど僕や委員の話ではないけれども、附帯を見て賛否をしたいという人間は、そうなると、反対でしかロジック的にはもう無理ということですよ、そういうことになると。だからもう、そうすると、ロジック的には、継続といった人は、もう反対に手を挙げるしかないということですよ。

【会長】

そうですね。

【委員】

〈確定稿〉

もう、それでいきましょう。

【委員】

分かりました。私は継続の立場だけれども、今のこの論理からしたら、附帯を見てというような思いがあったけれど、ないということ。

【会長】

はい。

【委員】

もう、それでいきましょう。

【委員】

もう、バツをつけるしか、なくなってしまった。

【会長】

よろしいですか。皆様のご理解はよろしいですか。3択でいきます。反対の方、賛成の方、附帯条件付き賛成の方と、その三つであります。

【委員】

もう一回言ってください。

【会長】

失礼。何か。

【委員】

先ほどの話と違う。先ほどの話だと、賛否を採って、賛成の人が多かったら、附帯付きかそのままかと、先ほどおっしゃったけれど。

【会長】

3択をすることに先ほど決まりましたから。

【委員】

そう。

【会長】

〈確定稿〉

3択でやる方法に決まったので3択でやらせていただくのですが、そのときに、附帯決議をつけるかつかないかの判断をするかが2段階目で、多い、少ないで分かれるというような手順になろうかと思えます。よろしいでしょうか。

【委員】

では、継続では反対ということですね。

【会長】

はい。それしか、今の段階で、選択肢はないです。

それでは、もう一度申し上げます。今のような、反対か、原案どおり賛成か、附帯条件をつけて賛成か、その3択で挙手をお願いします。

まず、では、反対の方から行きますか。反対。

※該当者挙手

【会長】

5人。5人でよろしいですか。

では、今は無条件賛成だという方。

※該当者挙手

【会長】

4。

では、附帯条件付き賛成を選ばれる方。

※該当者挙手

【会長】

6。合計は合っていますか。失礼。7人か。7。8。手が。8。すみません。

そうすると、結果的には賛成が過半を占めていますので、都市計画の大枠としては一旦これで決定し、その上で、附帯条件をつけるかつかないかに関しては、附帯条件をつけることを選択された方が多いので、附帯条件をつける都市計画決定としたいと。附帯条件の内容に関しては、次期都市計画審議会までに調整させていただいて、その案文をもって、それをつけて都市計画の決定と、そういう答申をさせていただくと、そういうことに決しました。よろしいでしょうか。

※全委員異議なし

〈確定稿〉

【会長】

はい。どうも、すみません。今日は長時間、本当に時間管理が悪くて申し訳ないのですが、大変大事な案件なので、お時間を無理に頂きました。

では、これもちまして今日の審議会を閉会といたします。

事務局、何かありますか、最後。大丈夫。何か連絡事項、言いたいことは何かありますか。

【景観・都市計画課長】

すみません。ちょっと皆様と共有させてください。条例上の読みとしては、過半をもって決するとなっているので、今の3択の場合、それが過半なのかといったところの判断が……

【会長】

いや、ですから、先ほど言った、賛成と反対で過半を決めたと。それで、賛成の中で附帯条件をつけるかつかないかということで、附帯条件をつけようという方が多かったと、そういう説明を私はしたつもりですが。

【会長】

はい。どうもありがとうございました。

ぜひ、区は今日のような議論があったことを忘れないでいただきたい。多くの方が心配されていて、ただし、いい方向に向かっていきたいと思っていらっしゃるので、附帯条件がどういうものであろうがなかろうが、引き続き区はぜひ、調整役を果たしていただきたいと思います。ご苦労さまでした。

《発言記録作成：環境まちづくり部景観・都市計画課》